



佐賀県公報

平成21年
3月25日
(水曜日)
号外第2号

(◎印は、県例規集に搭載するもの)

目次

条 例

佐賀県税条例等の一部を改正する条例

(二七・税務課) 二

公布された条例のあらまし

○佐賀県税条例等の一部を改正する条例(条例第二七号)

1 県民税

所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成一一年から平成一八年まで又は平成一二年から平成二五年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額(住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額)を控除した金額につき、その五分の二に相当する金額(所得税の課税総所得金額等の合計額の二〇〇分の二に相当する金額(当該金額が三九、〇〇〇円を超える場合には、三九、〇〇〇円)を限度とする。)を、県民税の所得割の額から控除することとした。(附則第五条の六関係)

2 不動産取得税

- (1) 住宅及び土地の取得に係る税率を三パーセントとする特例措置の適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。(附則第一六条関係)
- (2) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。(附則第一七条の二関係)

3 自動車取得税

- (1) 自動車取得税を普通税とすることとした。(第二章第七節関係)
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車(新車に限る。)に係る三年間の税率の特例措置を創設することとした。(附則第一八条の二関係)

- (3) 以外の排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る税率の特例措置の適用期限が平成二二年三月三一日までとされているものについて、要件等を見直したうえ、その適用期限を平成二四年三月三一日まで延長することとした。(附則第一八条の二関係)

4 軽油引取税

- (1) 軽油引取税を普通税とすることとした。(第二章第七節の二関係)
- (2) 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場において一定の用途に供する軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした。(第一〇六条関係)

- (3) 平成二四年三月三一日までに行われる一定の軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずることとした。(附則第一八条の四関係)
- 5 県税事務所長への委任事項について所要の改正を行うこととした。(第五条関係)

- 6 平成二二年一月一日から平成二三年二月三一日までの間の上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率を三パーセント軽減税率とすること等のため、佐賀県税条例の一部を改正する条例(平成二〇年佐賀県条例第三〇号)の一部を改正することとした(附則第二条関係)

- 7 その他所要の改正を行うこととした。
- 8 この条例は、一部の規定を除き、規則で定める日から施行することとした。
- 9 所要の経過措置を定めることとした。

○ 条 例

佐賀県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十五日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第二十八号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県税条例の一部改正)

第一条 佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 削除」を 第七節の二 軽油引取税(第一百九

条)に、 「第一節 自動車取得税(第四百二十二条―第四百二十二条の

条の二十四)」に、 「第二節 軽油引取税(第四百三十三條―第四百三十三條の

十一) を「第一節及び第二節 削除」に改める。

第三条第一号中「ゴルフ場利用税」を 「ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税」に改め、同条

第二号中 「自動車取得税 軽油引取税」を「狩猟税」に改める。

狩猟税

第五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

知事は、次に掲げる事項(次項各号に掲げるものを除く。)を県税の課税地を所管する県税事務所の長に委任する。ただし、県たばこ税及び狩猟税に関する事項、第九条の二第一項の規定による災害等による期限の延長に関する事項並びに知事が特に必要があると認める事項については、この限りでない。

第五条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 知事は、次に掲げる事項を佐賀県税事務所長に委任する。

一 自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理並びに普通徴収(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。))第五百十條第四項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項

二 自動車取得税に係る申告納付に関する事項

3 知事は、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を県税事務所の長に委任する。

一 法第二十条の十の規定による証明書の交付に関する事項

二 過誤納金又は還付金の充当に関する事項

第九条中「自動車税の賦課徴収に関する申告書並びに」を削り、「県税事務所の長」の下に、「(第五条第二項各号に掲げる事項にあつては、佐賀県税事務所長)」を加える。

第四十六条の十第一項中「第五十三條第三十二項」を「第五十三條第三十一項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十五項」に、「同条第四十二項」を「同条第四十六項」に改める。

第六十六条の五第一項中「協同組合連合会又は商店街振興組合」を「又は協同組合連合会」に、「本項」を「この項」に改める。

第六十六条の六の見出し中「農地保有合理化事業に係る」を「農地保有合理化法人等の」に改め、同条第一項中「第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号」を「第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。))が、同法第四条第二項第一号」に、「当該農地保有合理化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第二項中「同項の農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に改める。

第六十六条の七第二項中「農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人」を「農地保有合理化法人等」に、「当該農地保有合理化

「化法人」を「当該農地保有合理化法人等」に改め、同条第三項中「前項の農地保有合理化法人が同項」を「農地保有合理化法人等が前項」に改める。

第二章第七節を次のように改める。

第七節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第九十一条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車(自動車に付加して一体となつてゐる物として施行令で定めるものを含む。)をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令で定める自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第九十二条 前条第一項の自動車(以下この節において「自動車」という。)の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得(以下この節において「自動車の取得」という。)と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の施行令で定める自動車の取得をした者(以下この条において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車

両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。)以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合(当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。)においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について道路運送車両法第七条の規定による登録を受けたとき(当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。)、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき(同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。)又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

(自動車取得税の課税標準)

第九十三条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として施行規則で定めるところにより算定した金額(以下この条において「通常の取引価額」という。)を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得

二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令に定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で施行令で定めるもの

三 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与(被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第一千二百条第一項の負担付遺贈を含む。)に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

四 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第九十四条 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第九十五条 自動車の取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第九十六条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第九十七条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第九十一条第一項又は第九十二条第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第九十七条の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定により登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その

の前日に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は施行規則で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その前日に当該記入を受けたときは、当該記入の時) 又は施行規則で定める日

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、前項又は法第二百二十三条の規定により自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ。)を納付する場合には、証紙代金収納計器により当該自動車取得税額に相当する金額が表示された申告書又は修正申告書を知事に提出しなければならない。

3 自動車取得税の納税義務者は、知事が特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

4 第二項に規定する証紙代金収納計器による自動車取得税額に相当する金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による自動車取得税の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(自動車取得税の報告)

第九十八条 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第一百五十五条第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条第一項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、施行規則で定める報告書を知事に提出しなければならない。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第九十九条

譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限って、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

3 前項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除する。

4 知事は、第二項の規定により徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

5 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

6 知事は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

7 第二項の申告及び第五項の申請は、それぞれ規則で定める申告書及び申請書により、これをしなければならない。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第一百条

自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由で施行規則で定めるものにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動車取得税額が既に納付されているときはこれに相当する額を還付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の申請は、規則で定める申請書により、これをしなければならない。

3 前条第六項の規定は、第一項の規定により自動車取得税額を還付する場合について準用する。

(自動車取得税の減免)**第一百一条**

知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。ただし、第四号及び第五号に該当する場合の自動車取得税の減免額は、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車の取得に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

一 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

二 身体障害者又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要であると認めるもの

三 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得で知事が必要であると認めるもの

四 構造上身体障害者等の利用に供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの

五 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの

2 前項の申請は、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならぬ。

3 第一項第二号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、運転免許証及び規則で定める書類を提示しなければならない。

第二章第七節の次に次の一節を加える。

第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

第二百二条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所をいう。第九十九条の六第二項第三号ロにおいて同じ。)が県内に所在するときは、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき県内において現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が県内の事業所において炭化水素油(炭化水素とその他の物の混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。

以下この節において同じ。)で軽油又は揮発油(揮発油税法(昭和三十二年法律第五十五号)第二条第一項に規定する揮発油(同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。)をいう。以下この節において同じ。)以外のもの(同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。)を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(第九十九条の十八第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者(以下この節において「石油製品販売業者」という。)が、県内の事業所において軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(第九十九条の十八第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者(自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この

節において同じ。)が炭化水素油を当該自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。)においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量(当該消費に係る炭化水素油(燃料炭化水素油にあつては、第九十九条の十八第一項第四号に係る消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。)に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行った軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。)においては、その所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第九十九条の二十二第四号において同じ。)のうち当該特別徴収義務者の県内の事務所又は事業所(以下この節において「事務所等」という。)で直接管理されているものの数量(当該管理に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該管理に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で施行令で定めるところにより算定したものを課税標準として、その者に課する。

(軽油引取税のみなす課税)

第三三条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それ

ぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者(輸入をする者にあつては、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。)に課する。

一 特約業者が軽油を県内の事務所等(事務所等がない者にあつては、住所。以下この項において同じ。)において自ら消費する場合における当該軽油の消費

二 元売業者が軽油を県内の事務所等において自ら消費する場合における当該軽油の消費

三 第九十六条に規定する軽油の引取りを行った者(第九十九条の九第四項の規定により免税証を交付された者に限る。次号において同じ。)が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 第九十六条に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を県内の事務所等において自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を県内の事務所等において輸入する場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で施行令で定めるものを除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 特約業者又は元売業者は、県内の事業所において軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合においては、あらかじめ、当該軽油の使用量、当該炭化水素油の種類及び数量その他知事が必要であると認める事項

を記載した規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。ただし、当該炭化水素油の製造が緊急を要する場合には、事後に届出をすることが出来る。

4 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、施行令で定めるところにより、あらかじめ、知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第四百四条 第九条の十八第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、第二百一条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下この条において「納税義務者」という。)が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第二百二条第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所(以下この項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

(軽油引取税の課税免除)

第四百五条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第九条の五第三項に規定する知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

- 一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
- 二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第四百六条 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の施行令で定める石油化学製品を製造するためにそ

の原料の用途その他の施行令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、法第四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法第四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

(仮特約業者の指定等)

第四百七条 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者(その経営の基礎その他の事項を勘案して施行令で定める要件に該当する者を除く。)で県内に主たる事務所等を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、県内に主たる事務所等を有する仮特約業者が第一項の施行令で定める要件に該当することとなつたときその他施行令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

(特約業者の指定等)

第四百八条 知事は、県内に主たる事務所等を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の施行令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

2 知事は、県内に主たる事務所等を有する特約業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他施行令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

3 知事は、県内に主たる事務所等を有する特約業者について法第四十四条の九第四項に規定する指定の取消しの請求に係る書類を受け取つた場

合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消すものとする。

4 知事は、法第四十四条の九第六項の規定により総務大臣から県内に主たる事務所等を有する特約業者の指定の取消しを指示された場合においては、当該特約業者の指定を取り消すものとする。

(軽油引取税の税率)

第九十九条 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第九十九条の二 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第二百一条第三項から第六項まで又は第二百三条の規定により軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合においては、申告納付の方法による。

2 第九十九条の二十三第一項の規定により軽油引取税を課する場合における軽油引取税の徴収については、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定等)

第九十九条の三 元売業者及び特約業者は、軽油引取税の特別徴収義務者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、第二百一条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の保全担保)

第九十九条の四 知事は、軽油引取税に係る徴収金の保全のため必要があると認めるときは、施行令で定めるところにより、軽油引取税に係る徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、法第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ず

ることができる。

2 法第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(軽油引取税の申告納入)

第九十九条の五 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、施行規則で定める様式によつて、前月の初日から末日までの間において、第九十九条の三第二項の規定により徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(以下この節において「課税標準量」という。)及び税額並びに第二百五条又は第二百六条の規定により軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他の必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から引取りの際減少すべき軽油の数量として施行令で定める数量を控除した数量とする。

3 第一項の場合において、第二百五条又は第二百六条の規定により軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、施行規則で定めるところにより、次条第五項の登録特別徴収義務者は、知事が交付した免税証その他当該数量を証するに足りる書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

4 次条第五項の登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第九十九条の六 軽油引取税の特別徴収義務者が県内において事務所等の営業を開始しようとする場合には当該営業を開始する日前五日までに、県内に事務所等を有する者が軽油引取税の特別徴収義務者とされた場合には軽油引取税の特別徴収義務者とされた日後五日までに、軽油引取税の特別

徴収義務者が県内において引渡しに係る軽油の現実の納入を行うこととなつた場合には当該納入を行う日の属する月の翌月の末日までに、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けている場合は、この限りでない。

2 前項本文の登録を申請する場合において提出すべき申請書(以下この節において「登録申請書」という。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 軽油引取税の特別徴収義務者が県内において事務所等の営業を開始しようとする場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名)

ロ 営業を開始しようとする事務所等の所在地及び名称

ハ ロに掲げる事務所等の営業開始の年月日

ニ 県内に軽油の貯蔵設備を有する場合には、その概要

ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

二 県内に事務所等を有する者が軽油引取税の特別徴収義務者とされた場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名)

ロ 県内の事務所等の所在地及び名称

ハ 特別徴収義務者とされた日

ニ 県内に軽油の貯蔵設備を有する場合には、その概要

ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

三 軽油引取税の特別徴収義務者が県内において引渡しに係る軽油の現実の納入を行うこととなつた場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名)

ロ 軽油の納入地

ハ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は名称

ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

3 第一項の規定による申請をした者は、前項各号に掲げる事項について変更を生じた場合は、遅滞なく、その旨を知事に届けなければならない。

4 知事は、登録申請書を受理した場合は、第一項の規定による申請をした特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するものとする。

5 知事は、登録特別徴収義務者(前項の規定により登録された特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。)からその登録の消除の申請があつたとき、又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当するときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

一 当該登録特別徴収義務者が県内に事務所等を有していないこと。

二 県内において当該登録特別徴収義務者からの軽油の現実の納入が一年以上行われていないこと。

7 知事は、前二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

8 登録申請書の様式は、規則で定める。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付)

第九九条の七 知事は、登録申請書を受理した場合には、前条第一項の規定による申請をした者のうち県内に事務所等を有するものに対し、県内の事務所等ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であ

ることを証する施行規則で定める証票を交付するものとする。

(軽油引取税に係る免税の手続)

第九十条の八 第六十六条に規定する用途に供するため、同条の規定によりその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下この節において「免税軽油」という。)の引取りを県内において行おうとする同条に規定する者(以下この節において「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、知事に施行規則で定める申請書を提出して施行規則で定める免税軽油使用者証(以下「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第六十六条に規定する用途に該当しないときその他施行令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3 免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

4 免税軽油使用者証の有効期間は、二年とする。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第九十条の九 免税軽油使用者は、免税証の交付を受けようとする場合において、その都度前条第一項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第四十四条の二十一第一項に規定する申請

書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定により免税証の交付を申請する者は、当該申請書に施行規則で定める届出書の写しを添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめ提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないと認めるときその他施行令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所等の所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要があることその他やむを得ない理由がある場合においては、当該販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において知事が免税証に記入した期間とする。

8 前条第三項の規定は、免税証について準用する。

(免税証の交付申請等に係る届出書)

第九十条の十 免税軽油使用者は、法第四十四条の二十一第一項ただし書の規定により他の都道府県知事に免税証の交付を申請する場合においては、施行規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(免税証の受取義務)

第九十条の十一 法第四十四条の二十一第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者(以下この節において「免税取扱特別徴収義務者」という。)は、免税証を提出して免税軽油の引取りを行おうとする者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

(免税証の譲渡の禁止)

第九十条の十二 免税証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第九十条の十三 免税軽油使用者証の交付を受けた者(法第四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下この項において同じ。)は、毎月末日までに(次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、前月の初日から末日までの間に付した当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行った免税軽油をいう。以下この項及び次項において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所等の所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る

報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)その他の施行規則で定める事項を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の期限及び期間について引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、期限及び期間を別に指定することができる。

3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第九十条の十四 法第四十四条の二十九第一項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、当該特別徴収義務者は、知事が施行令で定める要件に該当して担保を徴する必要があるときを除き、当該申請に係る金額に相当すると知事が認める担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを提出しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第九十条の十五 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

一 特別徴収義務者の氏名又は名称

二 返還に係る事務所等の所在地及び代表者の氏名

三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量

四 販売契約の解除の理由及び解除があつた年月日

五 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日

六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める還付申請書を知事に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第百九条の十六 免税取扱特別徴収義務者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、免税証を交付した道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の知事の承認)

第百九条の十七 免税軽油使用者は、法第百四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により知事の承認を受けようとする場合においては、規則で定める承認申請書に次の各号に掲げる事項についてその事実を証するに足

りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 免税軽油使用者が第百九条の九の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量

二 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量

三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由

四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量

五 第三号に掲げる軽油の引渡しを行つた軽油の販売業者の事務所等の所在地及び氏名又は名称

六 第三号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかつた理由

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合においては、規則で定める承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(製造等の承認を受ける義務等)

第百九条の十八 元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く)、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)で、県内の事業所において製造又は譲渡を行うもの並びに県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の施行規則で定める事項を定めて、知事の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。
 四 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。
 い。

4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき、又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

(事業の開廃等の届出)

第九十九条の十九 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等(軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。)で、県内に主たる事務所等を有するものは、事業

を開始しようとするときは、事務所等ごとに、その旨を知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 元売業者又は軽油製造業者等が特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者(元売業者を除く。)で県内に主たる事務所等を有するものは、その旨を知事に届け出なければならない。当該販売契約を終了したときも、同様とする。

3 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて知事に届け出なければならない。
 (軽油の引取りの報告等)

第九十九条の二十 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等で、規則で定めるものは、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の施行規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者で、規則で定めるものは、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から三十日以内に軽油の製造に関する事実及びその数量その他の施行規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

3 前二項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

(帳簿記載義務)

第九十九条の二十一 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等で、県内に事務所等を有するものは、帳簿を備え、施行規則で定める

ところにより、当該事務所等に係る軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

(軽油引取税の申告納付の手続)

第九十九条の二十二 第九十九条の二第一項ただし書の規定により軽油引取税

を申告納付すべき納税者は、次に定めるところによつて申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

一 第二十三条第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

二 第二十四条第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

三 第二十五条第五項に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

四 第二十六条第六項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その管理に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

五 第三十三条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

六 第三十三条第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該譲渡又は消費をした日から三十日以内に、当該譲渡又は消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

七 第三十三条第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

(免税証の不正受給等による免税軽油の引取りに対する課税)

第九十九条の二十三 詐欺その他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行った場合又は免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った場合は、当該免税証の引取りを第二十一条第一項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、直ちに、当該免税軽油の引取りを行った者に軽油引取税を課する。

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

3 前項の納税通知書の様式は、規則で定める。
(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第九十九条の二十四 法第四十四条の四十四第四項の規定による軽油引取税に係る更正又は決定の通知書、法第四十四条の四十七第五項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額の決定の通知書、同条同項の規定による軽油引取税に係る不申告加算金の決定の通知書及び法第四十四条の四十八第四項の規定による軽油引取税に係る重加算金の決定の通知書の様式は、規則で定める。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

附則第二条第二項第二号中「及び附則第五条の五第一項」を、「附則第五

条の五第一項及び附則第五条の六第一項」に改め、同項第三号中「法附則第五条の四第六項」の下に「、法附則第五条の四の二第五項」を加える。

附則第五条の五第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同項第三号中「第四十一条の三の二」を削り、「、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三」を「若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで」に改め、同条第三項中「県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。」を削り、同条の次に次の一条を加える。

第五条の六 平成二十二年度から平成三十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。)において、前条第一項の規定の適用を受けなるときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額(当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条

第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 前項の規定は、次に掲げる場合に限りに適用する。

一 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第三十五条の三の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第三十五条の四の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認める場合を含む。)

二 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百十七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につ

き租税特別措置法第四十一条の二の二の規定の適用を受けている場合

3 第一項の規定の適用がある場合における第三十四条の三及び第三十四条の四の規定の適用については、第三十四条の三中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第五条の六第一項」と、第三十四条の四中「第三十三条から前条まで」とあるのは「第三十三条から前条まで及び附則第五条の六第一項」とする。

附則第六条第三項第三号中「及び附則第五条の五第一項」を、「附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項」に、「第三十四条の二前段」を「中所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第六条第一項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同条前段」に改める。

附則第七条第三項第三号中「及び附則第五条の五第一項」を、「附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項」に、「第三十四条の二前段」を「中所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条前段」に改め、同条第四項中「平成二十年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

附則第八条第一項中「第三十五条第一項」の下に、「第三十五条の二第一項」を加え、同条第三項第二号中「及び附則第五条の五第一項」を、「附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項」に、「第三十四条の二前段」を「中所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条前段」に改める。

附則第九条第一項中「平成二十一年度」を「平成二十六年年度」に改め、同条第二項中「平成二十一年度」を「平成二十六年年度」に、「第十七号」を「第十六号」に改め、同条第三項中「第三十五条」を「第三十五条の二」に、「第三十七条の九の四」を「第三十七条の九の五」に改め、同条第四項中「第十七号」を「第十六号」に改める。

附則第十一条第四項第二号中「及び附則第五条の五第一項」を、「附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項」に、「第三十四条の二前段」を「中所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条前段」に改める。

附則第十一条の二第二項中「第三十七条の十第四項」を「第四条の四第三項、第三十七条の十第四項」に改め、同条第四項第三号中「及び附則第五条の五第一項」を、「附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項」に、「第三十四条の二前段」を「中所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第二項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条前段」に改める。

附則第十一条の三第一項中「事業所得又は」を「事業所得、譲渡所得又は」に、「事業所得及び」を「事業所得、譲渡所得及び」に、「金額及び」を「金額、譲渡所得の金額及び」に改め、同条第二項第一号中「第四十一条の十四第二項第二号」を「第四十一条の十四第二項第三号」に改め、同項第三号中「及び附則第五条の五第一項」を、「附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項」に、「第三十四条の二前段」を「中所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の

額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条前段」に改める。

附則第十六条第一項並びに第十七条の二第一項及び第三項中「平成二十一年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附則第十八条の次に次の四条を加える。

(自動車取得税の税率等の特例)

第十八条の二 自家用の自動車(第九十一条第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十項に規定する第一種省エネルギー自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第十二条の二第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得(法附則第十二条の二第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が三・五トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

二 第十一項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日

までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車(次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした

場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであって、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得(前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六(当該電気併用自動車はバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七)を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

二 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車であつて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得(第五項から前項まで、第十項又は第十一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道

路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車であつて平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

9 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十五条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

10 第一種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。))の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車の取得(第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

11 第二種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないも

ので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二種省エネルギー自動車(第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

12 前二項の規定は、第九十七条第一項又は法第二百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)

第十八条の三 当分の間、第二百二条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(軽油引取税の課税免除の特例)

第十八条の四 平成二十四年三月三十一日までに行われる次に掲げる軽油の引取りに対しては、第二百二条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する法第四百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁その他施行令で定める者が航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力

源の用途で施行令で定めるものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので施行令で定めるもの(日本貨物鉄道株式会社にあつては、施行令で定める機械を含む。)の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他施行令で定める者が動力耕うん機その他の施行令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り

五 陶磁器製造業、木材加工業その他の施行令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の施行令で定める用途に供する軽油の引取り

2 第九十九条の八、第九十九条の十一から第九十九条の十三まで、第九十九条の十六第一項及び第九十九条の十七第一項の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。

(軽油引取税の税率の特例)

第十八条の五 平成三十年三月三十一日までには第二百二条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第三百三条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第二百二条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第九十九条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

附則第十九条第四項中(昭和五十四年法律第四十九号)を削り、「施行令」を「施行規則」に改める。

附則第二十一条から第二十三条までを次のように改める。

第二十一条から第二十三条まで 削除

第二条 佐賀県税条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「次項各号に掲げるもの」を「次項に係るもの」に改め、同項ただし書中「県たばこ税及び狩猟税に関する事項、」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、次の表の上欄に掲げる県税について、同表の下欄に掲げる事項を佐賀県税事務所長に委任する。

個人の県民税（配当割及び株式等譲渡所得割に限る。） 県たばこ税 自動車取得税 狩猟税	徴収金の賦課徴収に関する事項 県税に係る過料の徴収に関する事項
個人の県民税（利子割に限る。） 法人の県民税 法人の行う事業に対する事業税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 鉱区税 固定資産税	徴収金の賦課に関する事項
自動車税	賦課徴収に関する申告書の受理 普通徴収（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「法」という。）第百五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。）及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項

第九条中「（県たばこ税及び狩猟税に関する書類を除く。）」を削り、「第五

条第二項各号」を「第五条第二項の表の上欄に掲げる県税について、同表の下欄」に改める。

（佐賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第三条 佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成二十年佐賀県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項及び第四項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に改め、同条第六項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削り、同条第八項中「平成二十二年十二月三十一日」を「平成二十三年十二月三十一日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二」に改め、同項各号を削る。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中佐賀県税条例第五条及び第九条の改正規定並びに附則第六条第一項及び第七条の規定 平成二十一年四月一日
- 二 第二条並びに附則第六条第二項及び第三項、第八条並びに第十一条から第十四条までの規定 平成二十一年十月一日
- 三 第一条中佐賀県税条例附則第二条の改正規定、同条例附則第五条の五第一項の改正規定（「この条」の下に「及び次条」を加える部分に限る。）、同条の次に一条を加える改正規定、同条例附則第六条の改正規定、同条例附則第七条第三項第三号の改正規定（、「第三十四条の二前段」を「中」所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第七条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山

林所得金額並びに附則第七条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の「金額」と、同条前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第八条第三項第二号の改正規定（、「第三十四条の二前段」を「中」所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第八条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第十一条第四項第二号の改正規定（、「第三十条の二前段」を「中」所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条前段」に改める部分を除く。）、同条例附則第十一条の二第四項第三号の改正規定（、「第三十四条の二前段」を「中」所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条前段」に改める部分を除く。）及び同条例第十一条の三第二項第三号の改正規定（、「第三十四条の二前段」を「中」所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条前段」に改める部分を除く。）規則で定める日

四 第一条中佐賀県税条例附則第五条の五第一項第三号の改正規定（、「第四十一条の三の二」を削る部分を除く。）、同条第三項及び同条例附則第八条第一項の改正規定、同条例附則第九条第二項の改正規定（第十七号を「第十六号」に改める部分に限る。）並びに同条第三項及び第四項並びに同条例

附則第十一条の二第二項の改正規定並びに次条第一項の規定 規則で定める日

五 第一条中佐賀県税条例附則第十一条の三第一項及び第二項第一号の改正規定 規則で定める日

六 第一条中佐賀県税条例第六十六条の六及び第六十六条の七の改正規定並びに附則第三条第二項の規定 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第 号）の施行の日

（県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」という。）附則第五条の五第三項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る同項に規定する県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第六号に定める日前の第一条の規定による改正前の佐賀県税条例（以下「旧条例」という。）第六十六条の六第一項及び第二項並びに第六十六条の七第二項及び第三項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第五条

新条例の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新条例第百二条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新条例第百三条第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新条例第百二条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 施行日前に旧条例第百四十三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧条例第百四十四条第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧条例第百四十三条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現にされている旧条例第百四十六条の二第一項の規定による仮特約業者の指定の申請は、新条例第百七条第一項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第百四十六条の二第一項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新条例第百七条第一項の規定による仮特約業者の指定とみなす。

5 この条例の施行の際現にされている旧条例第百四十六条の三第一項の規定による特約業者の指定の申請は、新条例第百八条第一項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。

6 この条例の施行の際現に旧条例第百四十六条の三第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新条例第百八条第一項の規定による特約業者の指定とみなす。

7 この条例の施行の際現にされている旧条例第百五十一条第一項の規定によ

る特別徴収義務者の登録の申請は、新条例第百九条の六第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

8 この条例の施行の際現に旧条例第百五十一条第四項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新条例第百九条の六第四項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

9 この条例の施行の際現にされている旧条例第百五十一条第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請は、新条例第百九条の六第五項の規定による登録特別徴収義務者の登録の消除の申請とみなす。

10 この条例の施行の際現に旧条例第百五十一条の二の規定により交付を受けている証票は、新条例第百九条の七の規定により交付を受けた証票とみなす。

11 この条例の施行の際現に旧条例第百四十九条の二の規定により提供されている担保は、新条例第百九条の四の規定により提供された担保とみなす。

12 この条例の施行の際現に旧条例第百五十二条第一項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新条例第百六条に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあっては新条例第百九条の八第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新条例附則第十八条の四第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあっては同条第二項において準用する新条例第百九条の八第一項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

13 この条例の施行の際現に旧条例第百五十八条の二第一項の規定により知事の承認を受けている者に係る同項の規定による当該知事の承認は、新条例第百九条の十八第一項の規定による知事の承認とみなす。

14 この条例の施行の際現に旧条例第百五十八条の二第四項の規定により交付を受けている製造等承認証は、新条例第百九条の十八第四項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。

15 施行日前に新条例第百九条の十九第一項に規定する特約業者、石油製品販

売業者及び軽油製造業者等が旧条例第一百五十八条の三第一項から第三項までの規定によりした届出は、新条例第九十九条の十九第一項から第三項までの規定によりした届出とみなす。

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任に関する経過措置)

第六条 平成二十一年四月一日前に知事がした自動車取得税及び自動車税の徴収金(自動車税にあつては、普通徴収(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法によるものに限る。)に係る賦課徴収に関する処分で同日において現にその効力を有するもの又は同日前に知事に行つた当該徴収金に係る申告、申請その他の行為は、佐賀県税事務所長がした処分又は佐賀県税事務所長に対してなされた申告、申請その他の行為とみなす。

2 平成二十一年十月一日前に知事がした県たばこ税及び狩猟税の徴収金に係る賦課徴収に関する処分で同日において現にその効力を有するもの又は同日前に知事に対して行つた当該徴収金に係る申告、申請その他の行為は、佐賀県税事務所長がした処分又は佐賀県税事務所長に対してなされた申告、申請その他の行為とみなす。

3 平成二十一年十月一日前に唐津県税事務所長及び武雄県税事務所長がした個人の県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)の徴収金に係る賦課徴収並びに個人の県民税(利子割に限る。)、法人の県民税、法人の行う事業に対する事業税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、鉦区税及び固定資産税の徴収金に係る賦課に関する処分で同日において現にその効力を有するもの又は同日前に唐津県税事務所長及び武雄県税事務所長に行つたこれらの徴収金に係る申告、申請その他の行為は、佐賀県税事務所長がした処分又は佐賀県税事務所長に対してなされた申告、申請その他の行為とみなす。

(県税事務所設置条例の一部改正)

第七条 県税事務所設置条例(昭和二十六年佐賀県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、佐賀県条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)第五条第二項各号に掲げる事項に関する県税事務所の所管区域は次のとおりとする。

名称	所管区域
佐賀県税事務所	県内全域

第八条 県税事務所設置条例の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第五条第二項各号」を「第五条第二項の表の上欄に掲げる県税について、同表の下欄」に改める。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例等の一部改正)

第九条 次に掲げる条例の規定中「平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで」を「平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで」に改める。

一 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例(平成十一年佐賀県条例第二十九号)附則第二項

二 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十五年佐賀県条例第七号)附則第二項

三 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成十七年佐賀県条例第五十七号)附則第四項

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

第十条 別段の定めがある場合を除き、前条の規定による改正後の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の規定、原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の規定及び半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の規定は、施行日以後の土地の取得に

対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(佐賀県産業廃棄物税条例の一部改正)

第十一条 佐賀県産業廃棄物税条例(平成十六年佐賀県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「同条例第八条第二項」を「同条例第五条第二項の表中『狩猟税』

とあるのは『狩猟税』と、同条例第八条第二項」に改める。

とあるのは『産業廃棄物税』

(佐賀県産業廃棄物税条例の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 平成二十一年十月一日前に唐津県税事務所長及び武雄県税事務所長がした産業廃棄物税の徴収金に係る賦課に関する処分同日において現にその効力を有するもの又は同日前に唐津県税事務所長及び武雄県税事務所長に行ったこれらの徴収金に係る申告、申請その他の行為は、佐賀県税事務所長がした処分又は佐賀県税事務所長に対してなされた申告、申請その他の行為とみなす。

(佐賀県核燃料税条例の一部改正)

第十三条 佐賀県核燃料税条例(平成二十年佐賀県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「同条例第五条第一項中『及び狩猟税』とあるのは、『狩猟税及び核燃料税』と、」を「同条例第五条第二項の表中『狩猟税』とあるのは

『狩猟税』と、『核燃料税』と、『及び狩猟税』とあるのは、『狩猟税及び核燃料税』と、

同条例第九条の二第二項」を「同条例第九条の二第二項」に改める。

(佐賀県核燃料税条例の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 平成二十一年十月一日前に知事がした核燃料税の徴収金に係る賦課

徴収に関する処分同日において現にその効力を有するもの又は同日前に知事に対して行った当該徴収金に係る申告、申請その他の行為は、佐賀県税事務所長がした処分又は佐賀県税事務所長に対してなされた申告、申請その他の行為とみなす。

参考資料

第一条(佐賀県税条例の一部改正)に係る新旧対照表

	改正後	改正前
	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 普通税</p> <p>第一節 第六節 略</p> <p>第七節 自動車取得税(第九十一条第百一条)</p> <p>第七節の二 軽油引取税(第百一条第百九条の二十四)</p> <p>第八節 第十一節 略</p> <p>第三章 目的税</p> <p>第一節 第六節 略</p> <p>第一節及び第二節 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一章 略</p> <p>第二章 普通税</p> <p>第一節 第六節 略</p> <p>第七節 削除</p> <p>第八節 第十一節 略</p> <p>第三章 目的税</p> <p>第一節 自動車取得税(第百四十二条第百四十二条の十一)</p> <p>第二節 軽油引取税(第百四十三条第百六十三条)</p> <p>第三節 略</p> <p>附則</p>
	<p>第二節 略</p> <p>附則</p>	<p>第三節 略</p> <p>附則</p>
	<p>(税目)</p> <p>第三条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 普通税</p> <p>県民税</p> <p>事業税</p> <p>地方消費税</p> <p>不動産取得税</p> <p>県たばこ税</p>	<p>(税目)</p> <p>第三条 県税として課する税目は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 普通税</p> <p>県民税</p> <p>事業税</p> <p>地方消費税</p> <p>不動産取得税</p> <p>県たばこ税</p>

<p>一 徴収金の賦課徴収に関する事項</p> <p>二 県税に係る過料の徴収に関する事項</p>	<p>ゴルフ場利用税</p> <p>自動車取得税</p> <p>軽油引取税</p> <p>自動車税</p> <p>鉦区税</p> <p>固定資産税</p> <p>一 目的税</p> <p>狩猟税</p> <p>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)</p> <p>第五条 知事は、次に掲げる事項(次項各号に掲げるものを除く。)を県税の課税地を所管する県税事務所の長に委任する。ただし、県たばこ税及び狩猟税に関する事項、第九条の二第一項の規定による災害等による期限の延長に関する事項並びに知事が特に必要があると認める事項については、この限りでない。</p>
<p>一 徴収金の賦課徴収に関する事項</p> <p>二 県税に係る過料の徴収に関する事項</p>	<p>ゴルフ場利用税</p> <p>自動車税</p> <p>鉦区税</p> <p>固定資産税</p> <p>一 目的税</p> <p>自動車取得税</p> <p>軽油引取税</p> <p>狩猟税</p> <p>(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)</p> <p>第五条 知事は、次に掲げる事項を県税の課税地を所管する県税事務所の長(地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号、以下「法」という。))第二十条の十の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金又は還付金の充当に関する事項については、県税事務所の長に委任する。ただし、自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理並びに普通徴収(法第百五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項(法第二十條の十の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金の充当に関する事項、(法第二十條の十の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金の充当に関する事項を除く。)、自動車取得税に係る申告納付に関する事項、県たばこ税及び狩猟税に関する事項、第九条の二第一項の規定による災害等による期限の延長に関する事項並びに知事が特に必要があると認める事項については、この限りでない。</p>
<p>第四十六條の十 県は、納入された利子割額</p>	<p>2) 知事は、次に掲げる事項を佐賀県税事務所長に委任する。</p> <p>一 自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理並びに普通徴収(地方税法(昭和二十五年法律第百二十六号、以下「法」という。))第百五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。)及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項</p> <p>一 自動車取得税に係る申告納付に関する事項</p> <p>3) 知事は、前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事項を県税事務所の長に委任する。</p> <p>一 法第二十條の十の規定による証明書の交付に関する事項</p> <p>二 過誤納金又は還付金の充当に関する事項</p> <p>4) 略</p> <p>5) 知事は前各項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、その一部を自ら行い、又は当該事項に関し県税事務所の長に指示することができる。</p> <p>(申告書、届出書等の提出)</p> <p>第九條 この条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類(県たばこ税及び狩猟税に関する書類を除く。)は、課税地を所管する県税事務所の長(第五條第一項各号に掲げる事項にあつては、佐賀県税事務所長)を経由しなければならない。</p>
<p>第四十六條の十 県は、納入された利子割額</p>	<p>2) 略</p> <p>3) 知事は前二項の規定により委任した事項について必要があると認める場合においては、その一部を自ら行い、又は当該事項に関し県税事務所の長に指示することができる。</p> <p>(申告書、届出書等の提出)</p> <p>第九條 この条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類(自動車税の賦課徴収に関する申告書並びに県たばこ税及び狩猟税に関する書類を除く。)は、課税地を所管する県税事務所の長を経由しなければならない。</p>

<p>に相当する額から、法第五十三条第三十一項の規定により控除し、同条第四十五項の規定により充当し、又は同条第四十六項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、法第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に施行令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第六十六条の五 知事は、事業協同組合又は協同組合連合会(以下この項において「事業協同組合等」という。)が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)第十五条第一項第三号の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で施行令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡したときは、当該事業協同組合等の申請により、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p>	<p>に相当する額から、法第五十三条第三十一項の規定により控除し、同条第四十一項の規定により充当し、又は同条第四十二項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、法第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に施行令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額にあん分して交付するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第六十六条の五 知事は、事業協同組合、協同組合連合会又は商店街振興組合(以下この項において「事業協同組合等」という。)が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)第十五条第一項第三号の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で施行令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡したときは、当該事業協同組合等の申請により、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p>
<p>2・3 略</p> <p>(農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第六十六条の六 知事は、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体(以下この条及び次条において「農地保有合理化法人等」という。)が、同法第四条第一項第一号に規定する農地売買等事業(同条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。次項において同じ。)の実施により施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地)について開発をした場合にあっては、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令で定める日後一年を経過する日がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間)に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又</p>	<p>2・3 略</p> <p>(農地保有合理化事業に係る農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)</p> <p>第六十六条の六 知事は、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第四条第一項に規定する農地保有合理化法人が、同項第一号に規定する農地売買等事業(同条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。次項において同じ。)の実施により施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地)について開発をした場合にあっては、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として施行令で定める日後一年を経過する日がこれらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間)に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人の申請に</p>

は農業経営基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等の申請により、当該法人によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納税義務の免除の申請並びに農地保有合理化法人等が農地売買等事業の実施により、同項に規定する土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、当該取得の日から五年以内の期間」とあるのは「当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六條の七 略

2 知事は、農地保有合理化法人等が土地改良法第五十三条の三の第一項の規定により換地計画において定められた換地であつて、同項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該農地保有合理化法人等の申請により、当該農地保有合理化法人等による当該換地の取得に対して課する不動産取得

より、当該法人によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納税義務の免除の申請並びに同項の農地保有合理化法人が農地売買等事業の実施により、同項に規定する土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、当該取得の日から五年以内の期間」とあるのは「当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六條の七 略

2 知事は、農業経営基盤強化促進法第四条第二項に規定する農地保有合理化法人が土地改良法第五十三条の三の第二項の規定により換地計画において定められた換地であつて、同項第一号に掲げる土地として定められたものを取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該農地保有合理化法人の申請により、当該農地保有合理化法人による

税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3 第六十六條の三第二項及び第三項の規定は、第一項及び前項の規定による納税義務の免除の申請並びに土地改良区が第一項の換地を取得した場合又は農地保有合理化法人等が前項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

第二章 普通税

第七節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第九十一條 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となつてゐる物として施行令で定めるものを含む。）をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち一輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、前項の自動車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令で定める自動車の取得を含まないものとする。

(自動車取得税のみならず課税)

第九十二條 前条第一項の自動車（以下この節において「自動車」という。）の売買契約

当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

3 第六十六條の三第二項及び第三項の規定は、第一項及び前項の規定による納税義務の免除の申請並びに土地改良区が第一項の換地を取得した場合又は前項の農地保有合理化法人が同項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。

第二章 普通税

第七節 削除

において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下この節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の施行令で定める自動車の取得をした者（以下この条において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二十一条第五項に規定する運行をいう。以下この条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等が自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について道路運送車両法第七条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）、同法第六十条の規定による自動車検査証の交付を受けたとき（同法第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車に係る場合に限る。）又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録、自動車検査証の交付又は届出を当該運行の用に供

することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第九十三条 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時における当該自動車の通常の取引価額として施行規則で定めるところにより算定した金額（以下この条において「通常の取引価額」という。）を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得

二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令に定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で施行令で定めるもの

三 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担付贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた同法第一千一条第一項の負担付遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

四 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

（自動車取得税の税率）

第九十四条 自動車取得税の税率は、百分の

三とする。

(自動車取得税の免税点)

第九十五条 自動車の取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第九十六条 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第九十七条 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第九十一条第一項又は第九十一条第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録、同法第五十九条の規定による検査(検査対象軽自動車に係るものに限る。)又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録、検査又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定により登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は施行規則で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)又は施行規則で定める日

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、前項又は法第二百一十三条の規定により自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下この条において同じ。)を納付する場合においては、証紙代金収納計器により当該自動車取得税額に相当する金額が表示された申告書又は修正申告書を知事に提出しなければならない。

3 自動車取得税の納税義務者は、知事が特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

4 第二項に規定する証紙代金収納計器による自動車取得税額に相当する金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による自動車取得税の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(自動車取得税の報告)

第九十八条 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第一百五十一条第一項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条第一項各号に掲げる自動車の取得

の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日
主で、施行規則で定める報告書を知事に
提出しなければならない。この場合におい
ては、前条第一項後段の規定を準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動
車取得税の納税義務の免除等)

第九十九条 譲渡担保権者が譲渡担保財産と
して自動車の取得をした場合において、当
該譲渡担保財産により担保される債権の消
滅により当該取得の日から六月以内に譲渡
担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該
譲渡担保財産に係る自動車を移転したとき
は、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産
に係る自動車の取得に対する自動車取得税
に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2 知事は、自動車の取得者から自動車取得
税について前項の規定の適用があるべき旨
の申告があり、当該申告が真実であると認
めるときは、当該取得の日から六月以内の
期間を限り、当該自動車の取得に係る自
動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予す
る。

3 前項の規定による徴収の猶予がされた場
合には、その徴収の猶予がされた税額に係
る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間
に対応する部分の金額を免除する。

4 知事は、第一項の規定により徴収の猶予
をした場合において、当該徴収の猶予に係
る自動車取得税について第一項の規定の適
用がないことが明らかとなつたときは、当
該徴収の猶予を取り消さなければならな
い。この場合において、徴収の猶予を取り
消された者は、直ちに当該徴収の猶予がさ
れた自動車取得税に係る徴収金を納付しな

ければならない。

5 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場
合において、当該自動車取得税について第
一項の規定の適用があることとなつたとき
は、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、
当該徴収金を還付する。

6 知事は、前項の規定により自動車取得税
に係る徴収金を還付する場合において、還
付を受ける者の未納に係る徴収金があるこ
ときは、当該還付すべき額をこれに充たしな
ければならない。

7 第二項の申告及び第五項の申請は、それ
ぞれ規則で定める申告書及び申請書によ
り、これをしなければならぬ。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得
税の還付又は納付義務の免除)

第一百条 自動車販売業者から自動車の取得を
した者が、当該自動車の性能が良好でない
ことその他これに類する理由で施行規則で
定めるものにより、当該自動車の取得の日
から一月以内に当該自動車を当該自動車販
売業者に返還したときは、その者の申請に
より、当該自動車の取得に対する自動車取
得税額が既に納付されているときはこれに
相当する額を還付し、当該自動車取得税額
がまだ納付されていないときはその納付の
義務を免除する。

2 前項の申請は、規則で定める申請書によ
り、これをしなければならぬ。

3 前条第六項の規定は、第一項の規定によ
り自動車取得税額を還付する場合について
準用する。

(自動車取得税の減免)

第百一条 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。ただし、第四号及び第五号に該当する場合の自動車取得税の減免額は、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車の取得に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

一 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

二 身体障害者又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等と生計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要があると認めるもの

三 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのもので認められる自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの

四 構造上身体障害者等の利用に供するためのもので認められる自動車に係る自動車の取得で知事が必要であると認めるもの

五 専ら身体障害者等が運転するための構

造変更がなされた自動車に係る自動車の取得で知事が必要であると認めるもの
2 前項の申請は、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならぬ。
3 第一項第二号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、運転免許証及び規則で定める書類を提示しなければならない。

第七節の二 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

第百二条 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所をいう。第百九条の六第二項第三号ロにおいて同じ。)が県内に所在するときは、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき県内において現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行つたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合の

ほか、特約業者又は元売業者が県内の事業所において炭化水素油（炭化水素とその他の物の混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む、以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十一年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の一に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第九十九条の十八第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前二項に規定する場合の

ほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、県内の事業所において軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第九十九条の十八第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又

は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合の

ほか、県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を当該自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するための消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第九十九条の十八第一項第四号に係る消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合の

ほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に

係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第九九条の二十二第四号において同じ。）のうち当該特別徴収義務者の県内の事務所又は事業所（以下この節において「事務所等」という。）で直接管理されているものの数量（当該管理に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該管理に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で施行令で定めるところにより算定したものを課税標準として、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第百三条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者（輸入をする者にあつては、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者（以下「」に課する。）

一 特約業者が軽油を県内の事務所等（事務所等がない者にあつては、住所。以下この項において同じ。）において自ら消費する場合における当該軽油の消費

二 元売業者が軽油を県内の事務所等において自ら消費する場合における当該軽油の消費

三 第百六条に規定する軽油の引取りを行った者（第百九条の九第四項の規定によ

り免税証を交付された者に限る。次号において同じ。）が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 第百六条に規定する軽油の引取りを行った者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を県内の事務所等において自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を県内の事務所等において輸入する場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができる認められる炭化水素油で施行令で定めるものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 特約業者又は元売業者は、県内の事業所において軽油を使用して軽油以外の炭化水素油を製造する場合には、あらかじめ、当該軽油の使用量、当該炭化水素油の種類及び数量その他知事が必要であると認める事項を記載した規則で定める届出書を、知事に提出しなければならない。ただし、当該炭化水素油の製造が緊急を要する場合においては、事後に届出をすることができる。

4 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、施行令で定めるところによ

り、あらかじめ、知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第百四条 第百九条の十八第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けないで製造された軽油について、第百一条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第百一条第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）

第百五条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第百九条の五第三項に規定する知事の承認があつた場合限り、軽油引取税を課さない。

一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第百六条 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の施行令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の施行令で定める用途に供する軽油の引取りに対しては、法第百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法第百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合限り、軽油引取税を課さない。

（仮特約業者の指定等）

第百七条 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（その経営の基礎その他の事項を勘案して施行令で定める要件に該当する者を除く。）で県内に主たる事務所等を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

3 知事は、県内に主たる事務所等を有する仮特約業者が第一項の施行令で定める要件に該当することとなつたときその他施行令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

（特約業者の指定等）

第百八条 知事は、県内に主たる事務所等を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることそ

の他の施行令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

2 知事は、県内に主たる事務所等を有する特約業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他施行令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

3 知事は、県内に主たる事務所等を有する特約業者について法第百四十四条の九第四項に規定する指定の取消しの請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消すものとする。

4 知事は、法第百四十四条の九第六項の規定により総務大臣から県内に主たる事務所等を有する特約業者の指定の取消しを指示された場合においては、当該特約業者の指定を取り消すものとする。

(軽油引取税の税率)

第百九条 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第百九条の二 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第百二条第三項から第六項まで又は第百三条の規定により軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合においては、申告納付の方法による。

2 第百九条の二十三第一項の規定により軽油引取税を課する場合における軽油引取税の徴収については、普通徴収の方法による。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定等)

第百九条の三 元売業者及び特約業者は、軽油引取税の特別徴収義務者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、第百二条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

(軽油引取税の保全担保)

第百九条の四 知事は、軽油引取税に係る徴収金の保全のため必要があると認めるときは、施行令で定めるところにより、軽油引取税に係る徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、法第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができる。

2 法第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(軽油引取税の申告納入)

第百九条の五 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、施行規則で定める様式によつて、前月の初日から末日までの間において、第百九条の三第一項の規定により徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量(以下「の節」において「課税標準量」という。)及び税額並びに第百五条又は第百六条の規定により軽油引取税を課さないこ

ととされる引取りに係る軽油の数量その他の必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から引取りの際減少すべき軽油の数量として施行令で定める数量を控除した数量とする。

3 第一項の場合において、第百五条又は第百六条の規定により軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、施行規則で定めるところにより、次条第五項の登録特別徴収義務者は、知事が交付した免税証その他当該数量を証するに足りる書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

4 次条第五項の登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等)

第九十九条の六 軽油引取税の特別徴収義務者が県内において事務所等の営業を開始しようとする場合には当該営業を開始する日前五日までに、県内に事務所等を有する者が軽油引取税の特別徴収義務者とされた場合には軽油引取税の特別徴収義務者とされた日後五日までに、軽油引取税の特別徴収義務者が県内において引渡しに係る軽油の現実の納入を行うこととなつた場合には当該納入を行う日の属する月の翌月の末日までに、軽油引取税の特別徴収義務者としての

登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けている場合は、この限りでない。

2 前項本文の登録を申請する場合において提出すべき申請書(以下この節において「登録申請書」という。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。

一 軽油引取税の特別徴収義務者が県内において事務所等の営業を開始しようとする場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名)

ロ 営業を開始しようとする事務所等の所在地及び名称

ハ ロに掲げる事務所等の営業開始の日

ニ 県内に軽油の貯蔵設備を有する場合には、その概要

ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

二 県内に事務所等を有する者が軽油引取税の特別徴収義務者とされた場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名)

ロ 県内の事務所等の所在地及び名称

ハ 特別徴収義務者とされた日

ニ 県内に軽油の貯蔵設備を有する場合には、その概要

ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

三 軽油引取税の特別徴収義務者が県内において引渡しに係る軽油の現実の納入を行うこととなった場合

イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名)

ロ 軽油の納入地

ハ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は名称

ニ イからハまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

3 第一項の規定による申請をした者は、前項各号に掲げる事項について変更を生じた場合は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

4 知事は、登録申請書を受理した場合は、第一項の規定による申請をした特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するものとする。

5 知事は、登録特別徴収義務者(前項の規定により登録された特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ)からその登録の消除の申請があつたとき、又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。

6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当するときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除することができる。

一 当該登録特別徴収義務者が県内に事務所等を有していないこと。

二 県内において当該登録特別徴収義務者からの軽油の現実の納入が一年以上行わ

れていないこと。

7 知事は、前二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

8 登録申請書の様式は、規則で定める。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証拠の交付)

第九條の七 知事は、登録申請書を受理した場合には、前条第一項の規定による申請をした者のうち県内に事務所等を有するものに対し、県内の事務所等(以下この節において「事務所等」といふ)に、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する施行規則で定める証拠を交付するものとする。

(軽油引取税に係る免税の手續)

第九條の八 第六六條に規定する用途に供するため、同條の規定によりその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下この節において「免税軽油」といふ)の引取りを県内において行おうとする同條に規定する者(以下この節において「免税軽油使用者」といふ)は、あらかじめ、知事に施行規則で定める申請書を提出して施行規則で定める免税軽油使用者証(以下「免税軽油使用者証」といふ)の交付を受けておかなければならない。

2 知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第六六條に規定する用途に該当しないときその他施行令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。

3 免税軽油使用者証の交付を受けた者が地

方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。

4 免税軽油使用者証の有効期間は、二年とする。

5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。

6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。

第九十九条の九 免税軽油使用者は、免税証の交付を受けようとする場合において、その都度前条第一項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第四十四条の二十一第一項に規定する申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定により免税証の交付を申請する者は、当該申請書に施行規則で定める届出書の写しを添付して、これを知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の

免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめ提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないときその他法令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取りを行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取りを行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所等の所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、当該販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において知事が免税証に入した期間とする。

8 前条第三項の規定は、免税証について準用する。

(免税証の交付申請等に係る届出書)
第九十九条の十 免税軽油使用者は、法第四

十四条の二十一第一項ただし書の規定により他の都道府県知事に免税証の交付を申請する場合においては、施行規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(免税証の受取義務)

第九十九条の十一 法第百四十四条の二十一第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者(以下この節において「免税取扱特別徴収義務者」という。)は、免税証を提出して免税軽油の引取りを行おうとする者に対して、免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

(免税証の譲渡の禁止)

第九十九条の十二 免税証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

(免税軽油の引取り等に係る報告義務)

第九十九条の十三 免税軽油使用者証の交付を受けた者(法第百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者、以下この項において同じ。)は、毎月末日までに(次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに)、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油(免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税軽油により引取りを行つた免税軽油をいう。以下、この項及び次項において同じ。)の引取りに関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)、当該報告対象免税軽油

油の引渡しを行つた販売業者の事務所等の所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量(その事実がない場合には、その旨)その他の施行規則で定める事項を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の期限及び期間について引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、期限及び期間を別に指定することができる。

3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

(軽油引取税の徴収猶予の申請)

第九十九条の十四 法第百四十四条の二十九第一項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して知事に提出しなければならない。この場合において、当該特別徴収義務者は、知事が施行令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、当該申請に係る金額に相当すると知事が認める担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを提出しなければならない。

(軽油を返還した場合における措置)

第九十九条の十五 軽油引取税の特別徴収義務

者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の氏名又は名称
 - 二 返還に係る事務所等の所在地及び代表者の氏名
 - 三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
 - 四 販売契約の解除の理由及び解除があった年月日
 - 五 返還に係る軽油の数量及び返還があった年月日
 - 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項
- 2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第四十四条の三十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める還付申請書を知事に提出しなければならない。
- 3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行った後において当該引取りに係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第九十九条の十六 免税取扱特別徴収義務者

は、法第四十四条の三十一第四項又は第五項の規定により軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、免税証を交付した道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第四十四条の三十一第四項又は第五項の知事の承認)

第九十九条の十七 免税軽油使用者は、法第四

十四条の三十一第四項又は第五項の規定により知事の承認を受けようとする場合においては、規則で定める承認申請書に次の各号に掲げる事項についてその事実を証するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 免税軽油使用者が第九十九条の九の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- 二 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量
- 三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要が生じた理由
- 四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量
- 五 第三号に掲げる軽油の引渡しを行った軽油の販売業者の事務所等の所在地及び

氏名又は名称

六 第三号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかった理由

七 前各号に掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合においては、規則で定める承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(製造等の承認を受ける義務等)

第九十九条の十八 元売業者(第一号及び第一号に掲げる場合にあつては、法第四十四條の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く)、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)で、県内の事業所において製造又は譲渡を行うもの並びに県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の施行規則で定める事項を定め、知事の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、知事は、軽油引取

税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき、又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第一項第二号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

(事業の開廃等の届出)

第九十九条の十九 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等(軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外

のものを用いる。以下この節において同じ。）
 で、県内に主たる事務所等を有するものは、
 事業を開始しようとするときは、事務所等
 ごとに、その旨を知事に届け出なければな
 らない。その事業を廃止し、又は休止しよ
 うとするときも、同様とする。

2 元売業者又は軽油製造業者等が特約業
 者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等
 と継続的に軽油の供給を行う販売契約を締
 結したときは、その当事者（元売業者を除
 く。）で県内に主たる事務所等を有するもの
 は、その旨を知事に届け出なければならな
 い。当該販売契約を終了したときも、同様
 とする。

3 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製
 造業者等は、前二項の規定により届け出た
 事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、
 その旨を当該各項の規定に準じて知事に届
 け出なければならない。

（軽油の引取りの報告等）

第百九条の二十 元売業者、特約業者及び軽
 油製造業者等で、規則で定めるものは、毎
 月末日までに、前月の初日から末日まで
 の間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、
 製造及び輸入に関する事実並びにその数
 量、前月の末日における軽油の在庫数量そ
 の他の施行規則で定める事項を知事に報告
 しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者で、規則で定
 めるものは、軽油の製造をした場合には、
 当該製造をした日から三十日以内に軽油の
 製造に関する事実及びその数量その他の施
 行規則で定める事項を知事に報告しなけれ
 ばならない。

3 前二項に規定する者は、これらの規定に

より報告した事項に異動を生じた場合に
 は、遅滞なく、その旨を知事に報告しなけ
 ればならない。

（帳簿記載義務）

第百九条の二十一 元売業者、特約業者、石
 油製品販売業者及び軽油製造業者等で、県
 内に事務所等を有するものは、帳簿を備え、
 施行規則で定めるところにより、当該事務
 所等に係る軽油又は燃料炭化水素油の引取
 り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する
 事実をこれに記載しなければならない。

（軽油引取税の申告納付の手續）

第百九条の二十二 第百九条の第一項ただ
 し書の規定により軽油引取税を申告納付す
 べき納税者は、次に定めるところによつて
 申告した税額を納付書によつて納付しなけ
 ればならない。

一 第百二条第三項に該当する特約業者又
 は元売業者にあつては、毎月末日までに、
 前月の初日から末日までの間における当
 該販売に係る軽油引取税の課税標準量、
 税額その他必要な事項を記載した申告書
 を知事に提出すること。

二 第百二条第四項に該当する石油製品販
 売業者にあつては、毎月末日までに、前
 月の初日から末日までの間における当該
 販売に係る軽油引取税の課税標準量、税
 額その他必要な事項を記載した申告書を
 知事に提出すること。

三 第百二条第五項に該当する自動車の保
 有者にあつては、毎月末日までに、前月
 の初日から末日までの間における当該消
 費に係る軽油引取税の課税標準量、税額

その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

四 第百一条第六項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その管理に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

五 第百三条第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

六 第百三条第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該譲渡又は消費をした日から三十日以内に、当該譲渡又は消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

七 第百二条第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

(免税証の不正受給等による免税軽油の引取りに対する課税)

第百九条の二十三 詐欺その他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行った場合又は免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行った場合は、当該免税軽油の引取りを第百一条第一項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、直

ちに、当該免税軽油の引取りを行った者に軽油引取税を課する。

2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

3 前項の納税通知書の様式は、規則で定める。

(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第百九条の二十四 法第百四十四条の第四項の規定による軽油引取税に係る更正又は決定の通知書、法第百四十四条の第四項第五項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額の決定の通知書、同条同項の規定による軽油引取税に係る不申告加算金の決定の通知書及び法第百四十四条の四十八第四項の規定による軽油引取税に係る重加算金の決定の通知書の様式は、規則で定める。

第三章 目的税

第一節及び第二節 削除

第百四十二条から第百六十三条まで 削除

第三章 目的税

第一節 自動車取得税

(自動車取得税の納税義務者等)

第百四十二条 自動車取得税は、自動車の取得に対し、当該自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第二十五条第二項に規定する自動車(施行令第五十五条に規定する自動車の付加物を含む。)をいい、同法第三条の小型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの(側車付二輪自動車を含む。)を除くものとし、前項の自動

車の取得には、自動車製造業者の製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他施行令第五十五条の二に規定する自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみならず課税）

第百四十二条の二 前条第一項の自動車（以下本節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下本節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は施行令第五十五条の二に規定する自動車の取得をした者（以下本条において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下本条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者が、これを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業

者等が、当該自動車について道路運送車両法第七条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車の取得した者が、当該自動車を持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

（自動車取得税の課税標準）

第百四十二条の三 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、施行規則第十七条に規定するところにより算定した金額（以下本条において「通常の取引価額」という。）を前項の取得価額とみなす。

- 一 無償でされた自動車の取得
- 二 自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で施行令第五十五条の五第一項に定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で、当該自動車に係る通常の取引価額と異なる取得価額によるもの
- 三 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法第五百五十三条の負担附贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた民法第一千一条の負担附遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合

における自動車の取得

四 前条第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

(自動車取得税の税率)

第四百二十二条の四 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

(自動車取得税の免税点)

第四百二十二条の五 自動車の取得価額が十五万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

(自動車取得税の徴収の方法)

第四百二十二条の六 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

(自動車取得税の申告納付)

第四百二十二条の七 自動車取得税の納税義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則で定める様式による申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第四百二十二条第一項又は第四百二十二条の二第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得

当該登録又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定により登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は同法施行規則(昭和二十六年運輸省令第七十四号)第六十三条の四第一項の規定による軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)

四 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車取得税の納税義務者は、前項又は法第六百九十九条の十一の規定によつて自動車取得税額(当該自動車取得税額に係る延滞金額を含む。以下本条において同じ)を納付する場合においては、証紙代金収納計器により当該自動車取得税額に相当する金額が表示された申告書又は修正申告書を知事に提出しなければならない。

3 自動車取得税の納税義務者は、知事が特別の事情があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該自動車取得税額に相当する現金を納付することができる。

4 第一項に規定する証紙代金収納計器による自動車取得税額に相当する金額の表示の方法その他証紙代金収納計器による自動車

取得税の徴収について必要な事項は、規則で定める。

(自動車取得税の報告)

第四百二十二条の八 自動車の取得をした者は、その取得価額が十五万円以下である場合又は当該自動車の取得が法第六百九十九条の四第二項各号に掲げる自動車の取得である場合においては、前条第一項各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に掲げる時又は日までに、施行規則で定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。この場合においては、前条第一項後段の規定を準用する。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納税義務の免除等)

第四百二十二条の九 譲渡担保権者が譲渡担保財産として自動車の取得をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産に係る自動車を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産に係る自動車の取得に対する取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2) 知事は、自動車の取得者から自動車取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認めるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該自動車の取得に係る自動車取得税に係る徴収金の徴収を猶予する。

3) 前項の規定による徴収の猶予がされた場合には、その徴収の猶予がされた税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予がされた期間に対応する部分の金額を免除する。

4) 知事は、第一項の規定により徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る自動車取得税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

5) 自動車取得税に係る徴収金を徴収した場合において、当該自動車取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、同項の譲渡担保権者の申請に基づいて、当該徴収金を還付する。

6) 知事は、前項の規定により自動車取得税に係る徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

7) 第二項の申告及び第五項の申請は、それぞれ規則で定める様式による申告書及び申請書により、これをしなければならない。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除)

第四百二十二条の十 自動車販売業者から自動車の取得をした者が、当該自動車の性能が良好でないことその他当該自動車の車体の塗色等が当該自動車の取得に係る契約の内容と異なることにより、当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動車を当該自動車販売業者に返還したときは、その者の申請により、当該自動車の取得に対する自動

車取得税額がすでに納付されているときは、これに相当する額を選付し、当該自動車取得税額がまだ納付されていないときはその納付の義務を免除する。

2 前項の申請は、規則で定める様式による申請書により、これをしなければならない。

3 前条第六項の規定は、第一項の規定により自動車取得税額を選付する場合について準用する。

(自動車取得税の減免)

第四百二十二条の十一 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車の取得に対しては、当該自動車の取得をした者の申請により、自動車取得税を減免する。ただし、第四号及び第五号に該当する場合の自動車取得税の減免額は、当該自動車の取得価額のうち身体障害者等の利用に供するための構造変更又は身体障害者等が運転するための構造変更に要した金額に当該自動車の取得に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額とする。

一 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車に係る自動車の取得

二 身体障害者又は身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯に属する者に限る。)を常時介護する者が運転する自動車に係る当該身体障害者等の自動車の取得(当該身体障害者等が、年齢十八歳未満の身体障害者である場合又は精神障害者である場合には、当該身体障害者等と生

計を一にする者の自動車の取得を含む。)で知事が必要があると認めるもの

三 構造上身体障害者等の利用に専ら供するためのものと認められる自動車に係る自動車の取得で知事が必要があると認めるもの

四 構造上身体障害者等の利用に供するたためのもので認められる自動車に係る自動車の取得で知事が必要であると認めるもの

五 専ら身体障害者等が運転するための構造変更がなされた自動車に係る自動車の取得で知事が必要であると認めるもの

2 前項の申請は、規則で定める様式による申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、これをしなければならない。

3 第一項第二号の規定により自動車取得税の減免を受けようとする者は、前項の申請書を提出する際に、運転免許証及び規則で定める書類を提示しなければならない。

第二節 軽油引取税

(軽油引取税の納税義務者等)

第四百二十三条 軽油引取税は、特約業者または元売業者からの軽油の引取り(特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。)で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地(石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所)が県内に所在するときは、その引取りを行

う者に課する。

2| 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき県内において現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3| 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が県内の事業所において炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十一年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の一に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第五十八条の二第一項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者に課する。

4| 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油

製品販売業者」という。）が、県内の事業所において軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第五十八条の二第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5| 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、県内に主たる設置場が所在する自動車の保有者（自動車の保有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下同じ。）が炭化水素油を当該自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車を道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第五十八条の二第一項第四号に係る消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当

する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合(特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。)においては、その所有に係る軽油(引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第六十条第四号において同じ。)のうち当該特別徴収義務者の県内の事務所又は事業所(以下この節において「事務所等」という。)で直接管理されているものの数量(当該管理に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該管理に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量)で施行令で定めるところにより算定したものを課税標準として、その者に課する。

(軽油引取税のみならず課税)

第百四十四条 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者(輸入をする者にあつては、関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。)に課する。

一 特約業者が軽油を県内の事務所等(事務所等がない者にあつては、住所。以下この項において同じ。)において自ら消費する場合における当該軽油の消費

一 元売業者が軽油を県内の事務所等において自ら消費する場合における当該軽油の消費

三 第百四十六条各号に掲げる軽油の引取りを行つた者(第百五十三条第四項の規定により免税証を交付された者に限る。次号において同じ。)が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 第百四十六条各号に掲げる軽油の引取りを行つた者が当該各号に掲げる用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を県内の事務所等において自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油を県内の事務所等において輸入する場合における当該軽油の輸入

2 特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油(自動車の内燃機関の用に供することができる認められる炭化水素油で施行令第五十六条の二に規定する炭化水素油を除く。)を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

3 特約業者又は元売業者は、県内の事業所において軽油を使用して軽油以外の炭化水

素油を製造する場合には、あらかじめ、当該軽油の使用量、当該炭化水素油の種類及び数量その他知事が必要であると認める事項を記載した規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。ただし、当該炭化水素油の製造が緊急を要する場合には、事後に届出をすることができ^一る。

4. 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、あらかじめ、その譲渡をしようとする軽油の数量その他必要な事項を記載した施行令第五十六条の二の第一項の届出書を知事に提出して同項の承認書の交付を受けなければならない。

(軽油引取税の補完的納税義務)

第四百四十四条の二 第五十八条の二第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第四百四十三条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下本条において「納税義務者」という。)が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行った者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2. 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第四百四十三条第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所(以下本項において

「事業所等」という。)が明らかでないときは、本節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

(軽油引取税の課税免除)

第四百四十五条 次に掲げる軽油の引取りに対しては、第五十条第三項に規定する知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの

二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第四百四十六条 次の各号に掲げる軽油の引取りに対しては、第五十二条第四項の規定

による免税証の交付があつた場合及び第五百十八条第二項の規定による承認書の交付があつた場合又は法第七百条の二第二項又は第五項の規定による免税証を交付した他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

二 海上保安庁その他施行令で定める者が航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)第二条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で施行令で定めるものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令で定めるものが鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので施行令で定めるもの(日本貨物鉄道株式

会社にあつては、施行令で定める機械を含む」の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他施行令で定める者が動力耕うん機その他施行令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り

五 陶磁器製造業、木材加工業その他の施行令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の施行令で定める用途に供する軽油の引取り

(仮特約業者の指定等)

第四百六条の二 知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者(その経営の基礎その他の事項を勘案して施行令で定める要件に該当する者を除く。)で県内に主たる事務所等を有するものを、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

- 2 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。
- 3 知事は、県内に主たる事務所等を有する仮特約業者が第一項の施行令で定める要件に該当することをなつたときその他施行令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

(特約業者の指定等)

第四百六条の三 知事は、県内に主たる事務所等を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の施行令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。

- 2 知事は、県内に主たる事務所等を有する特約業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他施行令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

- 3 知事は、県内に主たる事務所等を有する特約業者について法第七百条の六の四第四項に規定する指定の取消しの請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消すものとする。

- 4 知事は、法第七百条の六の四第六項の規定により総務大臣から県内に主たる事務所等を有する特約業者の指定の取消しを指示された場合においては、当該特約業者の指定を取り消すものとする。

(軽油引取税の税率)

第四百七条 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千円とする。

(軽油引取税の徴収の方法)

第四百八条 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、第四百三十三条第三項から第六項までの規定又は第四百四十四条の規定により軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合においては、申告納付の方法による。

2 第百六十一条第一項の規定により軽油引取税を課する場合における軽油引取税の徴収については、普通徴収の方法による。

（軽油引取税の特別徴収義務者の指定等）

第百四十九条 元売業者及び特約業者は、軽油引取税の特別徴収義務者とする。

2 前項の特別徴収義務者は、第百四十三条第一項又は第二項に規定する軽油の引取りに対して課する軽油引取税を徴収しなければならない。

3 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、その取消しの日特別徴収義務者でなくなるものとする。

（軽油引取税の保全担保）

第百四十九条の二 知事は、軽油引取税に係る徴収金の保全のため必要があると認めるときは、施行令で定めるところにより、軽油引取税に係る徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、法第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることがある。

2 法第十六条第二項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

（軽油引取税の申告納入）

第百五十条 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、施行規則で定める様式によつて、前月の初日から末日までの間において、第百四十九条第一項の規定によ

り徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに第百四十五条又は第百四十六条の規定により軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他の必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出し、及びその納入金を納入書によつて納入しなければならない。

2 前項の課税標準量は、特約業者からの引取に係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の一を乗じて得た数量を控除して得た数量とし、元売業者からの引取に係る軽油の数量にあつては当該軽油の数量から当該軽油の数量に百分の〇・三を乗じて得た数量を控除して得た数量とする。

3 第一項の場合において、第百四十五条又は第百四十六条の規定により軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、施行規則で定めるところにより、次条第五項の登録特別徴収義務者は、知事が交付した免稅証その他当該數量を証するに足りる書類を添付して、知事の承認を受けなければならない。

4 次条第五項の登録特別徴収義務者は、第一項の期間について納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

（軽油引取税の特別徴収義務者としての登録等）

第百五十一条 軽油引取税の特別徴収義務者が県内において事務所等の営業を開始しようとする場合には当該営業を開始する日前五日までに、県内に事務所等を有する者が

	<p>軽油引取税の特別徴収義務者とされた場合には軽油引取税の特別徴収義務者とされた日後五日までに、軽油引取税の特別徴収義務者が県内において引渡しに係る軽油の現実の納入を行うこととなった場合には当該納入を行う日の属する月の翌月の末日までに、軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。ただし、既に軽油引取税の特別徴収義務者としての登録を受けている場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の登録を申請する場合において提出すべき申請書(以下この節において「登録申請書」という。)には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載しなければならない。</p> <p>一 軽油引取税の特別徴収義務者が県内において事務所等の営業を開始しようとする場合</p> <p>イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名)</p> <p>ロ 営業を開始しようとする事務所等の所在地及び名称</p> <p>ハ ロに掲げる事務所等の営業開始の年月日</p> <p>二 県内に軽油の貯蔵設備を有する場合には、その概要</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項</p> <p>イ 県内に事務所等を有する者が軽油引取税の特別徴収義務者とされた場合</p> <p>イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名)</p> <p>ロ 県内の事務所等の所在地及び名称</p>
	<p>ハ 特別徴収義務者とされた日</p> <p>二 県内に軽油の貯蔵設備を有する場合には、その概要</p> <p>ホ イからニまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項</p> <p>三 軽油引取税の特別徴収義務者が県内において引渡しに係る軽油の現実の納入を行うこととなった場合</p> <p>イ 特別徴収義務者の住所及び氏名(法人にあつては、住所、名称及び代表者の氏名)</p> <p>ロ 軽油の納入地</p> <p>ハ 当該納入を受ける者の住所及び氏名又は名称</p> <p>二 イからハまでに掲げるもののほか、知事が必要であると認める事項</p> <p>3 第一項の規定による申請をした者は、前項各号に掲げる事項について変更を生じた場合は、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>4 知事は、登録申請書を受理した場合は、第一項の規定による申請をした特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知するものとする。</p> <p>5 知事は、登録特別徴収義務者(前項の規定により登録された特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。)からその登録の消除の申請があつたとき、又は登録特別徴収義務者が特別徴収義務者でなくなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するものとする。</p> <p>6 知事は、登録特別徴収義務者が次の各号のいずれにも該当することとなつたときは、当該登録特別徴収義務者の登録を消除</p>

	<p>することができ、</p> <p>一 当該登録特別徴収義務者が県内に事務所等を有していないこと。</p> <p>二 県内において当該登録特別徴収義務者からの軽油の現実の納入が一年以上行われていないこと。</p> <p>7 知事は、前二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を消除したときは、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。</p> <p>8 登録申請書は、規則で定める様式による。</p> <p>〔軽油引取税の特別徴収義務者としての証明書の交付〕</p> <p>第五十一条の二 知事は、登録申請書受理した場合には、前条第一項の規定による申請をした者のうち県内に事務所等を有するものに対し、県内の事務所等ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する施行規則で定める証書を交付するものとする。</p> <p>〔軽油引取税に係る免税の手続〕</p> <p>第五十二条 第四百四十六条各号に掲げる用途に供するため、同条の規定によりその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下「免税軽油」という。)の引取りを県内において行おうとする同条各号に掲げる者(以下「免税軽油使用者」という。)は、あらかじめ、知事に施行規則で定める申請書を提出して施行規則で定める免税軽油使用者証(以下「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申請があつた場合において、</p>
	<p>て、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第四百四十六条各号に掲げる用途のいずれにも該当しないときその他施行令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付する。</p> <p>3 免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができる。</p> <p>4 免税軽油使用者証の有効期間は、一年とする。</p> <p>5 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、当該免税軽油使用者証の記載事項に変更を生じた場合には、遅滞なく、知事に申請して当該免税軽油使用者証の書換えを受けなければならない。</p> <p>6 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の交付を受けた後において、免税軽油の引取りを必要としなくなった場合においては、遅滞なく、当該免税軽油使用者証を知事に返納しなければならない。</p> <p>第五十三条 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合において、その都度前条第一項の規定によりあらかじめ交付を受けている免税軽油使用者証を提示して法第七百条の十五第一項に規定する申請書を知事に提出しなければならない。この場合において、同項ただし書の規定により免税証の交付を申請する者は、当該申請書に施行規則で定める届出書の写しを添付し</p>

て、これを知事に提出しなければならない。
 2 前項の申請書に記載する免税軽油の数量は、十八リットルを下らないようにするものとする。

3 第一項の規定による申請は、二人以上の免税軽油使用者が引取を行うとする免税軽油の数量をとりまとめ、その代表者からすることができる。この場合においては、当該代表者は、それぞれの者の免税軽油使用者証をとりまとめて提示するとともに、第一項の申請書に免税軽油使用者ごとに記名押印した明細書を添付しなければならない。

4 知事は、第一項の申請書の提出があつた場合において、免税軽油使用者が引取を行うおとす軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないときその他施行令で定めるときを除き、当該免税軽油使用者に対し、当該軽油の数量に相当する軽油の数量の引取を行うため必要とする免税証を交付する。

5 免税軽油使用者は、前項の免税証に記載された販売業者から免税軽油の引取を行うものとする。ただし、船舶の使用者等が当該販売業者の事務所等所在地以外の地において軽油の引取を行う必要があることその他やむを得ない理由がある場合においては、当該販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取を行うことができる。

6 前項ただし書の場合において、免税軽油使用者は、免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取を行うときは、当該免税証に記名押印しなければならない。

7 免税証の有効期間は、免税証を交付した日から一年以内において知事が免税証に記載した期間とする。

8 前条第三項後段の規定は、免税証について準用する。

〔免税証の交付申請等に係る届出書〕

第二百五十四条 免税軽油使用者は、法第七百条の十五第一項ただし書の規定により他の都道府県知事に免税証の交付を申請する場合においては、施行規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

〔免税証の受取義務〕

第二百五十四条の二 法第七百条の十五第八項に規定する免税取扱特別徴収義務者（以下この節において「免税取扱特別徴収義務者」という。）は、免税証を提出して免税軽油の引取を行うおとする者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

〔免税証の譲渡の禁止〕

第二百五十四条の三 免税証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

〔免税軽油の引取り等に係る報告義務〕

第二百五十四条の四 免税軽油使用者証の交付を受けた者（法第七百条の十五第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれの者。以下本項において同じ。）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により

引取りを行った免税軽油をいう。以下本項及び次項において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）、当該報告対象免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者に提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の施行規則で定める事項を記載した報告書を、知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 知事は、前項の期限及び期間について引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認めるときは、同項の規定にかかわらず、期限及び期間を別に指定することができる。

3 前項の規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。

（軽油引取税の徴収猶予の申請）
第二百五十五条 法第七百条の二十一第一項の規定による徴収猶予の申請をする軽油引取税の特別徴収義務者は規則で定める様式による申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して提出しなければならない。

この場合において、当該特別徴収義務者は、知事が、施行令で定める要件

に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、当該申請に係る金額に相当すると知事が認める担保で法第十六条第一項各号に掲げるものを提出しなければならない。

（軽油を返還した場合における措置）

第二百五十六条 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取りに係る軽油の全部又は一部が当該特別徴収義務者に返還された場合において、その引取に係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該特別徴収義務者は、当該軽油が返還された日から一月以内に、次に掲げる事項を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- 一 特別徴収義務者の氏名又は名称
 - 二 返還に係る事務所等の所在地及び代表者の氏名
 - 三 当該販売契約による軽油の引取りが行われた年月日及び引取りに係る軽油の数量
 - 四 販売契約の解除の理由及び解除があつた年月日
 - 五 返還に係る軽油の数量及び返還があつた年月日
 - 六 前各号に掲げるものを除くほか、知事が必要であると認める事項
- 2 軽油引取税の特別徴収義務者は、法第七百条の二十一第一項の規定により、納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額およびこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては規則で定める様式の還付申請書を知事

に提出しなければならない。

3 前二項の場合においては、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を添付しなければならない。

(免税軽油以外の軽油の引取りを行つた後において当該引取に係る軽油を免税用途に供した場合における措置)

第二百五十七条 免税取扱特別徴収義務者は、法第七百条の二十二第四項又は第五項の規定により軽油引取税額の納入の免除又は納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る徴収金の還付を受けようとする場合においては、規則で定める様式の申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、免税証を交付した道府県知事の承認書を添付しなければならない。

(法第七百条の二十一第四項又は第五項の知事の承認)

第二百五十八条 免税軽油使用者は、法第七百条の二十一第四項又は第五項の規定により知事の承認を受けようとする場合においては、規則で定める様式による承認申請書に次の各号に掲げる事項についてその事実を証するに足りる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 免税軽油使用者が第百五十三条の規定により免税証の交付を申請した場合における当該申請に係る軽油の数量
- 二 前号に掲げる軽油の数量のうち、知事が交付した免税証に係る軽油の数量

三 免税軽油以外の軽油を免税用途に供する必要がある理由

四 前号に掲げる軽油を免税用途に供した年月日及びその数量

五 第三号に掲げる軽油の引渡しを行つた軽油の販売業者の事務所所在地及び氏名又は名称

六 第三号に掲げる軽油について免税証の交付を申請することができなかつた理由

七 前各号に掲げるものを除くほか、知事において必要があると認める事項

2 知事は、前項の承認をした場合においては、規則で定める様式による承認書を同項の免税軽油使用者に交付する。

(製造等の承認を受ける義務等)

第二百五十八条の二 元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、法第七百条の六の二第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く)、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外のものをいう。)で、県内の事業所において製造又は譲渡を行うもの並びに県内に主たる定置場が所在する自動車の保有者は、次に掲げる場合においては、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の施行規則で定める事項を定め、知事の承認を受けなければならない。

一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。

二 前号に規定する場合のほか、軽油を製造するとき。

三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の

燃料として譲渡するとき。

四 燃料炭化水素油（この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。）を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行った時期、数量その他当該承認を受けた事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、製造等承認証を交付しで行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき、又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するときは、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

（事業の開廃等の届出）

第二百五十八条の三 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等（軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。）で、県内に主たる事務所等を有するものは、事業を開始しようとするときは、事務所等ごとに、その旨を知事に届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 元売業者又は軽油製造業者等が特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と継続的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者（元売業者を除く。）で県内に主たる事務所等を有するものは、その旨を知事に届け出なければならない。当該販売契約を終了したときも、同様とする。

3 特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各項の規定に準じて知事に届け出なければならない。

（軽油の引取りの報告等）

第二百五十八条の四 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等のうち、規則で定めるものは、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の施行規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者のうち、規則で定めるものは、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から三十日以内に軽

油の製造に関する事実及びその数量その他の施行規則で定める事項を知事に報告しなければならない。

3 前二項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

(帳簿記載義務)

第五十九条 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等で、県内事務所等を有するものは、帳簿を備え、施行規則で定めるところにより、当該事務所等に係る軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

(軽油引取税の申告納付の手續)

第六十条 第四百八十八条第一項ただし書の規定により軽油引取税を申告納付すべき納税者は、次に定めるところによつて申告した税額を納付書によつて納付しなければならない。

一 第四百三十三条第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

二 第四百四十二條第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日まで、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

三 第四百三十五條第五項に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

四 第四百四十三條第六項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その管理に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

五 第四百四十四條第一項第一号、第一号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

六 第四百四十四條第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該譲渡又は消費をした日から三十日以内に、当該譲渡又は消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

七 第四百四十四條第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出すること。

(免税証の不正受給等による免税軽油の引取りに対する課税)

第六十一条 詐欺その他不正の行為によつて免税証の交付を受け、免税軽油の引取り

<p>附則 (個人の県民税の所得割の非課税の範囲等) 第二条 略</p> <p>2 当分の間、三十五万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を</p>	<p>を行つた場合又は免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行つた場合は、当該免税軽油の引取りを第四百三十三条第一項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、直ちに、当該免税軽油の引取りを行つた者に軽油引取税を課する。</p> <p>2 前項の場合における軽油引取税の納期は、納税通知書に定めるところによる。</p> <p>3 前項の納税通知書は、規則で定める様式による。</p> <p>第六十二条 削除</p> <p>(軽油引取税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)</p> <p>第六十三条 法第七百条の三十四項の規定による軽油引取税に係る更正又は決定の通知書、法第七百条の三十三第五項の規定による軽油引取税に係る過少申告加算金額の決定の通知書、同条同項の規定による軽油引取税に係る不申告加算金の決定の通知書及び法第七百条の三十四第四項の規定による軽油引取税に係る重加算金の決定の通知書は、規則で定める様式による。</p>
<p>附則 (個人の県民税の所得割の非課税の範囲等) 第二条 略</p> <p>2 当分の間、三十五万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を</p>	<p>有する場合には、当該金額に三十一万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該納税義務者の第三十三条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項並びに法附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>三 当該納税義務者の法第三百十四條の三、法第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、法附則第五条第三項、法附則第五条の四第六項、法附則第五条の四の二第五項及び法附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p>
<p>除) 第五条の五 平成二十年度から平成二十八年 度までの各年度分の個人の県民税に限り、 所得割の納税義務者が前年分の所得税につ き租税特別措置法第四十一条又は第四十一 条の二の二の規定の適用を受けた場合(同 法第四十一条第一項に規定する居住年(以 下この条及び次条において「居住年」とい</p>	<p>有する場合には、当該金額に三十一万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該納税義務者の第三十三条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項並びに法附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>三 当該納税義務者の法第三百十四條の三、法第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、法附則第五条第三項、法附則第五条の四第六項及び法附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p>
<p>除) 第五条の五 平成二十年度から平成二十八年 度までの各年度分の個人の県民税に限り、 所得割の納税義務者が前年分の所得税につ き租税特別措置法第四十一条又は第四十一 条の二の二の規定の適用を受けた場合(同 法第四十一条第一項に規定する居住年(以 下この条において「居住年」とい</p>	<p>有する場合には、当該金額に三十一万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 当該納税義務者の第三十三条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項並びに法附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p> <p>三 当該納税義務者の法第三百十四條の三、法第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、法附則第五条第三項、法附則第五条の四第六項及び法附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額</p>

う。)が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一・二 略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 略

3 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、法附則第五条の四第八項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せ

成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額(第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一・二 略

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の三の二、第四十一条の十八、第四十一条の十九の二若しくは第四十一条の十九の三、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 略

3 第一項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した県民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、法附則第五条の四第八項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せ

て、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出した場合に限り、適用する。

第五条の六 平成二十一年度から平成二十五年までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から平成二十五年までの各年である場合に限る。)において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の一に相当する金額(以下この項において「控除額」という。)を、当該納税義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二に相当する金額(当該金額が三万九千円を超える場合には、三万九千円)以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

て、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出した場合(県民税の納税通知書が送達された後に県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出された場合において、当該納税通知書が送達される時までに県民税住宅借入金等特別税額控除申告書が提出されなかつたことについて、市町長においてやむを得ない理由があると認めるときを含む。)に限り、適用する。

<p>1 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第五項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)</p> <p>2 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の五まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)</p> <p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>1 前項の規定の適用を受けようとする年度の第三十五条の三の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十五条の四の確定申告書を含む。)に租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得</p>	<p>ない理由があると市町長が認める場合を含む。)</p> <p>2 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の一月一日現在において法第三百七条の六第一項の規定によつて給与支払報告書を提出する義務がある者から法第四十五条の二第一項に規定する給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条の二の規定の適用を受けている場合</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合における第三十四条の三及び第三十四条の四の規定の適用については、第二十四条の三中「前三条」とあるのは「前三条及び附則第五条の六第一項」と、第二十四条の四中「第二十三条から前条まで及び附則第五条の六第一項」とする。</p> <p>(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>1 一 略</p> <p>二 第三十四条から第三十四条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項の規定の適用については、第二十四条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得</p>	<p>(上場株式等に係る配当所得に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第六条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>1 一 略</p> <p>二 第三十四条から第三十四条の四まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第二十四条、第二十四条の二前段、第二十四条の二及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第六条第一項の規定による県民税の所得割の</p>
---	---	---

は、当該譲渡所得については、第二十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項、第三十五条の二第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二項並びに附則第十条第一項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第三十四条から第三十四条の四まで、

附則第五条第一項、附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項の規定の適用については、第二十四条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに

は、当該譲渡所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二項並びに附則第十条第一項において「課税長期譲渡所得金額」という。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 略

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第三十四条から第三十四条の四まで、

附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の二及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五

附則第八条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条前段、第三十四条の二及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項、附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

三・四 略

第九條 昭和六十三年度から平成十六年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第十一条において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第十一条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにより施行規則で定めるところにより証明がされたもの

条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第八条第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第八条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

三・四 略

第九條 昭和六十三年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第十一条において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第十一条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにより証明がされたもの

をいう。)に該当するときに於ける前条第一項に規定する譲渡所得(次条第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・一 略

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十六年年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる)が確定であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときに於ける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する県民税の所得割について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十五条の四まで、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、

をいう。)に該当するときに於ける前条第一項に規定する譲渡所得(次条第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二 略

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十一年年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間)内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる)が確定であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときに於ける前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する県民税の所得割について準用する。

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十五条の四まで、第三十四条から第三十五条の二まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第

第三十七条の四から第三十七条の七まで又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の五までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十一条 略

2・3 略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第三十四条から第三十四条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項の規定の適用については、第三十四条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第十一條第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一條第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二後段中「所得割の額」と

三十七條の四から第三十七條の七まで又は第三十七條の九の二から第三十七條の九の四までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十二号から第十七号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつた譲渡は、第二項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

(短期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第十一条 略

2・3 略

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 略

二 第三十四条から第三十四条の四まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二後段中「所得割の額」と

<p>4 3 略</p> <p>4 第一項の規定の適用がある場合には、次</p>	<p>十一條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五條第一項、附則第五條の五第一項及び附則第五條の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四條の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一條第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。</p> <p>三 略</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第十一條の二 略</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七條の十第三項各号に掲げる金額(所得税法第二十五條第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額並びに租税特別措置法第四條の四第三項、第三十七條の十第四項並びに第三十七條の十四の三第一項及び第二項に規定する交付を受ける金額(これらの規定により同法第三十七條の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。</p>
<p>4 3 略</p> <p>4 第一項の規定の適用がある場合には、次</p>	<p>あるのは「所得割の額及び附則第十一條第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一條第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。</p> <p>三 略</p> <p>(株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第十一條の二 略</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が交付を受ける租税特別措置法第三十七條の十第三項各号に掲げる金額(所得税法第二十五條第一項の規定に該当する部分の金額を除く。)その他施行令で定める事由により交付を受ける施行令で定める金額並びに租税特別措置法第三十七條の十第四項並びに第三十七條の十四の三第一項及び第二項に規定する交付を受ける金額(これらの規定により同法第三十七條の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項の規定を適用する。</p>
<p>4 3 略</p> <p>4 第一項の規定の適用がある場合には、次</p>	<p>に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第三十四條から第三十四條の四まで、附則第五條第一項、附則第五條の五第一項及び附則第五條の六第一項の規定の適用については、第三十四條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四條の二中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一條の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同条前段、第三十四條の三及び第三十四條の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五條第一項、附則第五條の五第一項及び附則第五條の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四條の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一條の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>四 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第十一條の三 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四</p>
<p>4 3 略</p> <p>4 第一項の規定の適用がある場合には、次</p>	<p>に定めるところによる。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 第三十四條から第三十四條の四まで、附則第五條第一項及び附則第五條の五第一項の規定の適用については、第三十四條、第三十四條の二前段、第三十四條の三及び第三十四條の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五條第一項及び附則第五條の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一條の二第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一條の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。</p> <p>四 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の課税の特例)</p> <p>第十一條の三 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四</p>

十一条の第十四第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十一条及び第三十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第二号の規定により読み替えて適用される第三十一条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第四十一条の第十四第一項第三号の規定により適用されるところによる。

二 略

三 第三十四条から第三十四条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項の規定の適用については、第二十四条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一條の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第二十四条の一中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額

一条の第十四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三十一条及び第三十二条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第二号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第四十一条の第十四第二項第二号の規定により適用されるところによる。

二 略

三 第三十四条から第三十四条の四まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第二十四条、第三十四条の二前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項及び附則

並びに附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条前段、第三十四条の三及び第三十四条の四中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項、附則第五条の五第一項及び附則第五条の六第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額及び附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

四 略

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十六条 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)
第十七条の二 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準

第十五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、第三十四条の二後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

四 略

(住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第十六条 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第五十八条の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)
第十七条の二 宅地評価土地(宅地及び宅地比準土地(宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準

となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第七十三条の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 略

3 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間において、第六十六条の二第一項に規定する被収用不動産等を用いられ又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときに、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

第十八条の二 家用の自動車(第九十一条)

となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格によつて決定されるものをいう。)をいう。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、法第七十三条の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 略

3 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、第六十六条の二第一項に規定する被収用不動産等を用いられ又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときに、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十七条の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

第一項の自動車をいう。以下この条において同じ。)で軽自動車(道路運送車両法第三条の軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成三十年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 第八項第一号若しくは第二号に掲げる軽油自動車又は第十項に規定する第一種省エネルギー自動車(法附則第十二条の二第二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に四分の一を乗じて得た率とする。

3 次に掲げる自動車(法附則第十二条の二第二項又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率に二分の一を乗じて得た率とする。

一 道路運送車両法第四十条第二号に規定する車両総重量(以下この条において「車両総重量」という。)が三・五トンを超える軽油自動車(軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。第八項において同じ。)のうち、次のいずれにも該当する

もので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この条において「排出ガス保安基準」という。)で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年重量車排出ガス保安基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年重量車排出ガス保安基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)以上であること。

「 第十一項に規定する第二種省エネルギー自動車

4 電気自動車(電気を動力源とする自動車)で施行規則で定めるものをいう。で初めて新規登録等を受けるもの以外の電気自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日主で行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとし

た場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

5 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の天然ガス自動車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

「 車両総重量が二・五トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

「 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施

行規則で定めるもの

6 充電機能付電力併用自動車(次項に規定する電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の充電機能付電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の二・四を控除した率とする。

7 次に掲げる電力併用自動車(内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。)で初めて新規登録等を受けるもの以外の電力併用自動車の取得(前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十四年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・六(当該電気併用自動車がバス又はトラックである場合にあつては、百分の二・七)

を控除した率とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年電力併用軽量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年電力併用軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トンを超える電力併用自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの(以下この号において「平成十七年電力併用重量車基準」という。)に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年電力併用重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

8 次に掲げる軽油自動車(初めて新規登録等を受けるもの以外の軽油自動車の取得

(第五項から前項まで、第十項又は第十一項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十一年三月三十一日までに行われたときに限り、第九十四条及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の一)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の〇・五)をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自

動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

9 自動車の取得が平成三十年三月三十一日までに行われた場合における第九十五条の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

10 第一種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。))の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものをいう)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第一種省エネルギー自動車(第四項から第七項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

11 第一種省エネルギー自動車(エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものをいう)で初めて新規登録等を受けるもの以外の第二

種省エネルギー自動車の取得（第四項から第七項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第九十三条第一項の規定の適用については、当該取得が平成二十二年三月三十一日までに行為されたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

12 前二項の規定は、第九十七条第一項又は法第二百二十三条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前二項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（軽油引取税に係るみなし揮発油の特例）

第十八条の三 当分の間、第二百一条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

（軽油引取税の課税免除の特例）

第十八条の四 平成二十四年三月三十一日までに行為される次に掲げる軽油の引取りに対しては、第二百一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、法附則第十二条の二の第四一―項において読み替えて準用する法第四百十四條の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は法附則第十一條の一の四第二項において読み替えて準用する法第四百十四條の二十一第四項若しくは第五項の規定による知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

一 海上保安庁その他施行令で定める者が航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第二條の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で施行令で定めるものに供する軽油の引取り

三 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他施行令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので施行令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、施行令で定める機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り

四 農業又は林業を営む者その他施行令で定める者が動力耕うん機その他の施行令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り

五 陶磁器製造業、木材加工業その他の施行令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の施行令で定める用途に供する軽油の引取り

2 第九十九条の八、第九十九条の十一から第九十九条の十三まで、第九十九条の十六第一項及び第九十九条の十七第一項の規定は、前項の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる軽油の引取りについて準用する。

（軽油引取税の税率の特例）

第十八条の五 平成三十年三月三十一日までに第二百一条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃

料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第百三条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第百一条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第百九条の規定にかかわらず、「キロリットルにつき、三万二千円」とする。

(自動車税の税率の特例)

第十九条 略

2・3 略

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第六項において「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(第六項から第八項までにおいて「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものに対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一

(自動車税の税率の特例)

第十九条 略

2・3 略

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令で定めるエネルギー消費効率(以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。)に百分の百二十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(第六項において「排出ガス保安基準」という。)に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(第六項から第八項までにおいて「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものに対する第百十一条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十八年四月

日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

5・9 略

第二十一条から第二十三条まで 削除

一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあっては平成二十年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

5・9 略

(自動車取得税の税率等の特例)

第二十一条 自家用の自動車で軽自動車(道路運送車両法第三条にいう軽自動車をいう。)以外のものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が昭和四十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四の規定にかかわらず、百分の五とする。

2 電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるものの取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十二条の四及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率から百分の二・七を控除した率とする。

3 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車)で施行規則で定めるものをいう。以下

この項において同じ。）の取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十一条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から百分の一・七を控除した率とする。

一 道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量（以下、「この条において「車両総重量」という。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この条において「排出ガス保安基準」という。）で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス軽量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超える天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年天然ガス重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年天然ガス重量車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの

4 次に掲げる特定自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則で定めるものを動力源として用いるものであり、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十四項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則で定めるものをいう。以下この項において同じ。）の取得（前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十二条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、当該特定自動車（バス、トラックその他の施行規則で定めるものである場合にあつては百分の一・七を、当該特定自動車（乗用車その他の施行規則で定めるものである場合にあつては百分の一・八（当該取得が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われた場合にあつては、百分の二）をそれぞれ控除した率とする。）とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの

イ 道路運送車両法第四十条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定軽量車基準」という。）に適合するもの

ロ 窒素酸化物の排出量が平成十七年特定軽量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

ハ 附則第十九条第四項に規定するエネルギー消費効率（以下この条において「エネルギー消費効率」という。）が同項に規定する基準エネルギー消費効率（以下この条において「基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

車両総重量が二・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので施行規則で定めるもの。

イ 道路運送車両法第四十 条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるもの（以下この号において「平成十七年特定重量車基準」という。）に適合すること。

ロ 窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が平成十七年特定重量車基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

ハ エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上であること。

5 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百二十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が附則第十九条第四項に規定する平成十七年窒素酸化物排出許容限度（次項において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。）の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得（前二項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る

第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が佐賀県条例の一部を改正する条例（平成二十年佐賀県条例第三十号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から三十万円を控除して得た額」とする。

6 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものの取得（第二項から前項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に係る第四百二十二条の三第一項の規定の適用については、当該取得が佐賀県条例の一部を改正する条例（平成二十年佐賀県条例第三十号）の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から十五万円を控除して得た額」とする。

7 前二項の規定は、第四百二十二条の七第一項又は第二項の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前項の規定の適用を受けようとする旨その他の施行規則で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

8 平成二年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る第四百二十二条の五の規定の適用については、同条中「十五万円」とあるのは、「五十万円」とする。

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から第六項ま

での規定の適用がある場合の自動車の取得を除外) に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が佐賀県条例の一部を改正する条例(平成二十年佐賀県条例第三十号)の施行の日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十一条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の二)を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二(当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の二・五)をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則で定めるもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で施行規則で定めるもののうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

(軽油引取税の税率の特例)

第二十二条 昭和五十四年六月一日から平成五年十一月三十日までの間に第四百四十三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百四十四条第一項各号の軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四十三条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第四百四十七条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、一万四千三百円とする。

2) 平成五年十一月一日から平成三十年三月三十一日までの間に第四百四十三条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百四十四条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四十三条第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第四百四十七条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、三万二千円とする。

第二条(佐賀県税条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後

改正前

(軽油引取税に係るみなし揮発油の特例)
第二十三条 当分の間、第四百四十三条第三項に規定する揮発油には、租税特別措置法第八十八条の六の規定により揮発油とみなされる揮発油類似品を含むものとする。

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)
第五条 知事は、次に掲げる事項(次項に係るものを除く。)を県税の課税地を所管する県税事務所の長に委任する。ただし、第九条の

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任)
第五条 知事は、次に掲げる事項(次項各号に掲げるものを除く。)を県税の課税地を所管する県税事務所の長に委任する。ただし、県たばこ

二 第一項の規定による災害等による期限の延長に関する事項及び知事が特に必要があると認める事項については、この限りでない。
一・二 略

税及び狩猟税に関する事項、第九条の二第一項の規定による災害等による期限の延長に関する事項並びに知事が特に必要があると認める事項については、この限りでない。
一・二 略

2 知事は、次の表の上欄に掲げる県税について、同表の下欄に掲げる事項を佐賀県税事務所に委任する。
個人の県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)
累たばこ税
自動車取得税
狩猟税
個人の県民税(利子割に限る。)
法人の県民税
法人の行う事業に対する事業税
ゴルフ場利用税
軽油引取税
鉱区税
固定資産税
自動車税

2 知事は、次に掲げる事項を佐賀県税事務所長に委任する。
自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理並びに普通徴収(地方税法(昭和二十五年法律第二百六十号)以下「法」という。)第五百五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項(法第十条の十の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金の充当に関する事項を除く。)
一 自動車取得税に係る申告納付に関する事項

徴収金の賦課徴収に関する事項
賦課徴収に関する申告書の受理
普通徴収(地方税法(昭和二十五年法律第二百

自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理並びに普通徴収(地方税法(昭和二十五年法律第二百六十号)以下「法」という。)第五百五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項(法第十条の十の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金の充当に関する事項を除く。)
一 自動車取得税に係る申告納付に関する事項

二十六号。以下「法」という。)第五百五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項

3 5 略
(申告書、届出書等の提出)
第九条 この条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類は、課税地を所管する県税事務所の長(第五項第一項の表の上欄に掲げる県税について、同表の下欄に掲げる事項にあつては、佐賀県税事務所長)を経由しなければならない。

3 5 略
(申告書、届出書等の提出)
第九条 この条例の規定により知事に提出すべき申告書、届出書その他の書類(県たばこ税及び狩猟税に関する書類を除く。)は、課税地を所管する県税事務所の長(第五項第一項各号に掲げる事項にあつては、佐賀県税事務所長)を経由しなければならない。

改正後
附則
第二条 略
3 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「平成二十年地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)
第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新条例第四十六条の十二の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

改正前
附則
第二条 略
3 平成二十一年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「平成二十年地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)
第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新条例第四十六条の十一の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

個人の県民税(配当割及び株式等譲渡所得割に限る。)
累たばこ税
自動車取得税
狩猟税
個人の県民税(利子割に限る。)
法人の県民税
法人の行う事業に対する事業税
ゴルフ場利用税
軽油引取税
鉱区税
固定資産税
自動車税

自動車税に係る賦課徴収に関する申告書の受理並びに普通徴収(地方税法(昭和二十五年法律第二百六十号)以下「法」という。)第五百五十条第四項ただし書の規定によるものに限る。及び証紙徴収の方法による徴収金の徴収に関する事項(法第十条の十の規定による証明書の交付に関する事項及び過誤納金の充当に関する事項を除く。)
一 自動車取得税に係る申告納付に関する事項

3 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「平成二十年地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)
第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新条例第四十六条の十二の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

3 平成二十一年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「平成二十年地方税法等改正法」という。)第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)
第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新条例第四十六条の十一の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

<p>7 略</p> <p>8 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十一月三十一</p>	<p>4 平成二十一年一月一日から平成二十二年十一月三十一日までの間に行われる新条例第四十六条の二十二第一項に規定する対象譲渡等に係る新条例第四十六条の十九及び第四十六条の二十二第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>5 略</p> <p>6 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第六条第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する額とする。</p>
<p>7 略</p> <p>8 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十一年十一月三十</p>	<p>4 平成二十一年一月一日から平成二十二年十一月三十一日までの間に行われる新条例第四十六条の二十二第一項に規定する対象譲渡等に係る新条例第四十六条の十九及び第四十六条の二十二第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p> <p>5 略</p> <p>6 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第六条第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額 二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 イ 一万二千円 ロ 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の一に相当する金額
<p>「日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第三十七条の十一の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第一項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第十一条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する額とする。</p>	
<p>「日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡(新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第三十七条の十一の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第一項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第十一条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額 二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額 イ 六万円 ロ 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の一に相当する金額 	

附則第七条(県税事務所設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)第五条第二項各号に掲げる事項に関する県税事務所所の所管区域は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>名称</td> <td>所管区域</td> </tr> <tr> <td>佐賀県税事務所</td> <td>県内全域</td> </tr> </table>	名称	所管区域	佐賀県税事務所	県内全域	改正前	<p>第二条 略</p>
名称	所管区域						
佐賀県税事務所	県内全域						

附則第八条(県税事務所設置条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)第五条第一項の表の上欄に掲げる県税について、同表の下欄に掲げる事項に関する県税事務所所の所管区域は次のとおりとする。</p> <p>略</p>	改正前	<p>第二条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)第五条第一項各号に掲げる事項に関する県税事務所所の所管区域は次のとおりとする。</p> <p>略</p>
-----	---	-----	--

附則第九条(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>2 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第一項の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>	改正前	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>2 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第一項の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>
-----	---	-----	--

附則第九条(原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>2 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第一項の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>	改正前	<p>附 則</p> <p>1 略</p> <p>(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>2 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第一項の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p>
-----	---	-----	--

附則第九条(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>附 則</p> <p>1~3 略</p> <p>(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>4 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第二条第一号の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p> <p>5 略</p>	改正前	<p>附 則</p> <p>1~3 略</p> <p>(土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)</p> <p>4 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第三条第二号の規定にかかわらず、百分の〇・三とする。</p> <p>5 略</p>
-----	--	-----	---

附則第十一条(佐賀県産業廃棄物税条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	<p>(賦課徴収)</p> <p>第三条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の定めるところによる。この場合において、同条例第三条第二号中「狩猟税」とある</p>	改正前	<p>(賦課徴収)</p> <p>第三条 産業廃棄物税の賦課徴収については、この条例に定めるもののほか、法令及び佐賀県税条例(昭和三十年佐賀県条例第二十三号)の定めるところによる。この場合において、同条例第三条第二号中「狩猟税」とある</p>
-----	---	-----	---

「狩猟税
産業廃棄物税」と、同条例第五条例
項の表中「狩猟税」とあるのは「狩猟税
産業廃棄物税」
と、同条例第八条例第二項中「八 狩猟税に係る
徴収金にあつては、狩猟者の登録を受ける場
所」とあるのは「八 狩猟税に係る徴収金に
あつては、狩猟者の登録を受ける場所
九 産業廃棄物税に係る徴
収金にあつては、焼却施設又は最終処分場の
所在地」と、同条例第九条中「この条例にあ
るのはこの条例又は佐賀県産業廃棄物税条例
(平成十六年佐賀県条例第三十号)」と、同条
例第九条の二第一項中「この条例」とあるのは
「この条例若しくは佐賀県産業廃棄物税条例」
と、同条例第一十八条第一項中「及びゴルフ場
利用税」とあるのは「並びにゴルフ場利用税及
び産業廃棄物税」とする。

「狩猟税
産業廃棄物税」と、同条例第八条例第
一項中「八 狩猟税に係る徴収金にあつては、
九 狩猟者の登録を受ける場所」とあるのは「八
狩猟税に係る徴収金にあつては、狩猟者の登
録を受ける場所
九 産業廃棄物税に係る徴収金にあつては、焼却
施設又は最終処分場の所在地」と、同条例第
九条中「この条例」とあるのは「この条例又
は佐賀県産業廃棄物税条例(平成十六年佐賀
県条例第三十号)」と、同条例第九条の二第
一項中「この条例」とあるのは「この条例若
しくは佐賀県産業廃棄物税条例」と、同条例
第二十八条第一項中「及びゴルフ場利用税」
とあるのは「並びにゴルフ場利用税及び産業
廃棄物税」とする。

改正後

改正前

附則第十二条(佐賀県核燃料税条例の一部改正)に係る新旧対照表

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任の特例等)

第十二条 核燃料税の賦課徴収に係る佐賀県税条例の規定の適用については、同条例第二十条第一号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税
核燃料税」と、同条例第五条例第一項の表中「狩猟税」とあるのは「狩猟税
核燃料税」と、同条例第九条中「この条例」とあるのは「この条例又は佐賀県核燃料税条例(平成二十年佐賀県条例第四十一号)」と、同条例第九条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは佐賀県核燃料税条例」とする。

(県税事務所の長に対する知事の権限の委任の特例等)

第十二条 核燃料税の賦課徴収に係る佐賀県税条例の規定の適用については、同条例第二十条第一号中「固定資産税」とあるのは「固定資産税
核燃料税」と、同条例第五条例第一項中「及び狩猟税」とあるのは「狩猟税及び核燃料税」と、同条例第九条中「この条例」とあるのは「この条例又は佐賀県核燃料税条例(平成二十年佐賀県条例第四十一号)」と、「及び狩猟税」とあるのは「狩猟税及び核燃料税」と、同条例第九条の二第一項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは佐賀県核燃料税条例」とする。

購読料 一か年三二、〇〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月二十五日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
印刷社 (株)佐賀印刷社